

天草市地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

令和5年度修正

熊本県天草市防災会議

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、天草市の市民生活の各分野にわたり、重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。)第 42 条の規定に基づき、本市における防災に関し、県、隣接市町及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、市域における地震・津波災害対策を総合的、かつ、計画的に推進することにより、天草市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

- (1) この計画は、天草市防災会議が作成する「天草市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」として、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災及び平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの大規模災害を踏まえ、本市における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものであり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号。以下「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。
この計画に定めのない事項及び風水害等の災害対策については、「天草市地域防災計画（一般災害対策編）」に定めるところによる。
- (2) 「天草市地域防災計画（地震・津波災害対策編）」の策定及び運営に当たっては、国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「天草市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) この計画は、地震・津波災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで、基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。
なお、市は、災害時において、地域住民の生命、身体の安全確保、被災者支援、企業活動復旧のために、災害応急業務、復旧業務及び平常時から継続しなければならない重要な業務を実施する責務を負っていることから、これらの業務継続を確保するため、別途、業務継続計画を策定するものとする。
- (4) この計画は、基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な地震・津波災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- (3) 男女共同参画など多様な視点からの防災体制の確立

- (4) 地震・津波災害対策事業の推進
 - (5) 関係法令の遵守
- 3 南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）
 南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づく県内における南海トラフ地震防災対策推進地域は、宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡あさぎり町及び天草郡苓北町である。

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の責務

(1) 市

市は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすために必要がある時は、他の地方公共団体と相互に協力するように努めるとともに、消防機関等の組織の整備、市内の公共的団体等の防災に関する組織、及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(2) 県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるように必要な指導、助言及びその他の適切な措置をとるものとする。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動に協力するものとする。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、県、市町村及びその他の防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

2 処理すべき事務又は業務

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共機関その他防災上重要な施設の管理者並びに医療機関の管理者等の南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
天 草 市 天草広域連合消防本部	1 天草市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 南海トラフ地震防災対策計画の作成指導及び写しの受理 5 消防、水防及びその他の応急措置 6 被災者に対する救助及び救護措置 7 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策

		<ul style="list-style-type: none"> 8 防災知識の普及と公共団体及び住民防災組織の育成指導 9 その他市の所掌事務についての防災対策
	熊 本 県	<ul style="list-style-type: none"> 1 熊本県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 南海トラフ地震防災対策計画の作成指導及び届出の受理 5 水防その他の応急措置 6 被災者に対する救助及び救護措置 7 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 8 その他県の所掌事務についての防災対策 9 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
指定 地方 行政 機関	九 州 管 区 警 察 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に すること 2 広域的な交通規制の指導調整にすること 3 災害時における他管区警察局との連携にすること 4 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に すること 5 災害に関する情報の収集及び連絡調整にすること 6 災害時における警察通信の運用にすること 7 津波予報の伝達にすること
	九 州 総 合 通 信 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 非常通信体制の整備にすること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に すること 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動 電源車及び可搬型発電機の貸出しにすること 4 災害時における電気通信の確保にすること 5 非常通信の統制、監理にすること 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に すること
	九 州 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金 の融資にすること 2 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の 査定立会 4 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
	九 州 厚 生 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報 2 関係職員の現地派遣 3 関係機関との連絡調整
	熊 本 労 働 局 (天草労働基準監督署)	工場及び事業所等における労働災害防止対策
	九 州 農 政 局	<ul style="list-style-type: none"> 1 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する 指導調整並びに助成 2 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 3 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 4 応急用食料の調達・供給対策 5 主要食糧の安定供給対策

指定 地方 行政 機関	九州森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> 1 国有林等の森林治水事業及び防火管理 2 災害応急用材の需給対策
	九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における物資の供給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること
	九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること 2 火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策
	九州地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 1 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること 2 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること 3 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること 4 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 5 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 6 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
	九州運輸局熊本運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸上・水上輸送の調査及び指導 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 3 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
	大阪航空局 (熊本空港事務所)	遭難航空機の捜索及び救助
	福岡管区气象台 (熊本地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
	第十管区海上保安本部 (熊本海上保安部)	災害時の海上における人命救助及びその他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
	九州地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 環境監視体制の支援に関すること 3 飼育動物の保護者等に係る支援に関すること
	九州防衛局	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
	九州地方測量部	災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること

自衛隊	陸上自衛隊 (第8師団) 海上自衛隊 (佐世保地方總監部) 航空自衛隊 (西部方面航空隊)	天災地変及びその他の災害に際して、航空機あるいは地上からの情報の収集、伝達及び人命又は財産の保護 (人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)
指定地方公共機関及び指定地方公共機関	日本銀行 (熊本支店)	災害時における金融対策。すなわち預貯金、罹災関係手形及び災害関係融資等に関する臨時の措置につき、現地金融機関の指導を行うほか、金融機関の所要現金の確保、損傷銀行券の引き換えその他必要と認められる適宜の措置を講ずる。
	日本赤十字社 (熊本県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義えん金品の募集配分
指定公共機関及び指定地方公共機関	日本放送協会 (熊本放送局) (株)熊本日日新聞社 (天草総局) (株)熊本放送 (株)テレビ熊本 (株)熊本県民テレビ 熊本朝日放送(株) (株)エフエム熊本	予警報、災害情報等の災害広報対策
	西日本電信電話(株) (熊本支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	郵便事業(株) (九州支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 3 災害時における郵便局窓口業務の確保
	九州電力(株) (熊本支社、九州電力送配電株式会社熊本支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
	熊本県土地改良事業 団体連合会	<ol style="list-style-type: none"> 1 溜池及び水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
	ガス供給機関 (天草ガス(株)) (一般社団熊本県LPガス協会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給の確保

自動車運送機関 (公益社団法人 熊本県トラック協会) (一般社団法人 熊本県バス協会) (社団法人 熊本県タクシー協会)	災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保	
海上輸送機関 (三和商船株) (熊本フェリー株) (熊本県海運組合)	災害時における船舶による人員及び救助物資等の輸送確保	
公益社団法人 熊本県医師会 (天草郡市医師会)	災害時における医療、助産等の救護	
公益社団法人 熊本県看護協会	災害時における医療、助産等の救護	
一般社団法人 熊本県歯科医師会	災害時における歯科医療等の救護	
公益社団法人 熊本県薬剤師会	災害時における薬剤師活動や医薬品供給	
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会	災害時における住民支援、ボランティア支援	
一般社団法人 熊本県建設業協会	災害時における応急対策	
熊本国際空港株	1 飛行場及びその周辺における航空機事故に関する消火及び救助 2 飛行場及び空港施設の防災対策 3 災害復旧支援機能の整備 4 災害時における航空輸送への協力	
その他公共的 団体及び 防災上重要 な施設の 管理者	天草ケーブネットワーク株	予警報、災害情報等の災害広報対策
	病院等経営者	1 避難施設の整備及び避難訓練 2 災害時における負傷者等の医療及び助産又は収容者の保護
	社会福祉施設等経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 農林水産関係の被害調査又は協力 2 農作物、林水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林水産家に対する融資、又はその斡旋並びに飼料、肥料等の確保又は斡旋
	商工会議所 商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	金融機関 危険物施設、高圧ガス、 火薬類等の管理者	被災事業者等に対する資金融資及びその緊急措置 1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備

レンタカー・タクシー会社・海上タクシー経営者	災害時における自動車、船舶による人員及び救助物資等の輸送確保
南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者 (医療機関の管理者等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震防災訓練 2 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 3 従業員等に対する防災教育及び広報 4 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 5 防災組織の整備 6 津波に関する情報の収集、伝達等 7 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 8 地震発生時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置

第4節 天草市の特質と過去の主な地震災害

1 地勢

本市は、熊本県南西部に位置し、周囲を藍く、美しい海に囲まれた天草上島と下島及び御所浦島等で形成されている。

地形は、そのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が開けており、市街地を結ぶように海岸線沿いに国・県道が整備されている。

県内には布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は次表のとおりであり、本市の東側に位置する日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がSランク、南海トラフがⅢランクと評価されており、特に注意が必要である。

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震 が発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区间)	7.2程度以上	Xランク ※1	不明
布田川断層帯 (宇土区间)	7.0程度	Xランク ※1	不明
布田川断層帯 (布田川区间)	7.0程度	Zランク ※2	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区间)	7.3程度	Sランク ※2	ほぼ 0%~16%
日奈久断層帯 (日奈久区间)	7.5程度	Sランク ※2	ほぼ 0%~6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区间)	6.8程度	Xランク ※1	不明
万年山-崩平山断層帯	7.3程度	Zランク ※2	0.004%以下
人吉盆地南縁断層帯	7.1程度	Aランク ※2	1%以下
出水断層帯	7.0程度	Aランク ※2	ほぼ 0%~1%
雲仙断層群 (南東部)	7.1程度	Xランク ※1	不明
南海トラフ地震	8~9クラス	Ⅲランク ※3	70%~80%

※1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。

※3 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%~26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。

[出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和4年1月13日）（地震調査研究推進本部 地震調査委員会）]

2 社会的条件とその変化

地震・津波災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものとが、同時複合的に発生することが特徴である。

(1) 人口の分布

本市の人口は、令和2年国勢調査によると75,783人で、旧本渡市に約48%、旧牛深市に約15%となっており、他の旧8町に約37%となっている。今後は、天草市全体の人口は減少し、また市街地への人口集中化が進み、周辺部である農漁村部の人口は減少することが予想される。

(2) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は、市民生活に欠かせないものとなっており、今後も益々その依存度、重要性が高くなると考えられる。これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し、市民生活に大きな支障をもたらす、2次被害の危険性もある。

(3) 交通機関の発達

自動車の増加によって、市街地においては朝夕の交通渋滞が慢性化しており、特に災害発生時に交通混乱によって消火・救助活動の妨げとなり、被害が拡大することが予想される。

また、道路、港湾施設等の被害による交通機能の麻痺は、物流に重大な影響を及ぼし、市民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

(4) 防災意識の低下及び組織の弱体化

近年の核家族化の進展により地域のコミュニティ活動が停滞ぎみで、市民の防災意識も低く、自主防災組織率も地区によってばらつきがある。

さらに、消防団については、サラリーマン団員の増加並びに人口減少による団員の確保、高齢化の問題が起きている。

このような社会的災害要因によって、地震・津波による被害が拡大、又は被害の多様化・複合化が考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分でない。

したがって、このような社会的災害要因の変化に注意を払うとともに、各種調査の実施、公共施設の整備、住民・企業への防災意識の普及啓発に努めることが必要である。

3 天草市の過去の主な地震・津波とその被害

○ 744年6月6日（太平16年5月18日）天草郡、八代郡、葦北郡 M:7.0
田舎290町、民家流出470軒、死者1,520名

○ 1792年5月21日（寛政4.4.1）雲仙岳 M:6.4
前年10月8日から始まった地震が、11月10日頃から強くなり、4月1日に大地震2回、前山（眉山）の東部が崩れて島原湾に土砂が入り込み、津波を発生させ、対岸の肥後（天草市では、旧本渡市、有明町）に被害を及ぼした。「島原大変・肥後迷惑」
死者は有明海沿岸で、約15,000人・潰家12,000棟

○ 1828年5月26日（文政11.4.13）長崎 M:6.0
出島の周壁が数箇所潰烈。天草で激しかったという。
天草の海中で噴火に似た現象があったという。

○ 1931年12月21日（昭和6年）14時47分 八代海 M:5.5
大矢野島群発地震。22日と26日にM:5.6、5.9の地震
21日、22日の地震により八代町沿岸に多少の被害。
26日の地震により八代郡田浦付近で壁の剥落50~60、堤防亀裂、石垣崩落等の被害。
大矢野島の護岸・堤防決壊。
最大震度：5（牛深）

- 1931年12月22日（昭和6年）22時08分 八代海 M：5.6
被害は、上記の地震と重複。
最大震度：5（牛深）

- 1931年12月26日（昭和6年）10時43分 八代海 M：5.9
被害は、上記の地震と重複。
最大震度：5（牛深）

- 1937年1月27日（昭和12年） 熊本県中部 M：5.1
上益城郡秋津村で、長さ10間（18m）、幅3尺（0.9m）の石橋が崩落。
最大震度：5（牛深）

- 1960年5月24日（昭和35年） 南米チリ沖 M：8 1/4～8 1/2
23日04時11分20秒日本時、南米チリ沖で大地震。大津波が発生し地震発生後
ほぼ一昼夜を経過して日本の東海岸各地に来襲して被害を生じた。
大分・宮崎・鹿児島各県でかなりの被害を受け、24日08時頃、熊本県の天草
方面も潮位のため若干の被害があった。
本渡市 床上浸水3戸、床下浸水3戸
下長尾 扉門決壊1、バス路線浸水一時交通遮断

- 1997年3月26日（平成9年） 17時31分 薩摩地方 M：6.3
水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、窓ガラス割れ、落石等の被害が発生。
最大震度：4（牛深市、大矢野町、熊本市京町、八代市、松橋町、人吉市、芦北町）

- 1997年5月13日（平成9年） 14時38分 薩摩地方 M：6.2
水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等の被害が
発生。
最大震度：4（大矢野町、八代市、松橋町、人吉市、芦北町）

- 2005年6月3日（平成17年） 午前4時16分頃 天草芦北地方 M：4.8
早朝から地震が発生したが、被害なし。
震度：5弱 上天草市大矢野町
4 上天草市松島町、天草郡五和町
3 上天草市姫戸町、天草郡有明町
2 牛深市、天草郡倉岳町・御所浦町・栖本町・苓北町・河浦町
1 本渡市

- 2016年4月14日（平成28年）午後9時26分 熊本地方 M：6.5
人的被害なし。
震度：5弱 天草市五和町
4 天草市有明町
3 天草市本町、天草市牛深町、天草市新和町、
天草市天草町、天草市本渡町本渡、天草市倉岳町、
天草市河浦町、天草市御所浦町、天草市栖本町

- 2016年4月16日（平成28年）午前1時25分 熊本地方 M：7.3
人的被害なし。
震度：6弱 天草市五和町
4 天草市本町、天草市牛深町、天草市天草町、天草市倉岳町、
天草市河浦町、天草市有明町、天草市栖本町
3 天草市新和町、天草市本渡町本渡、天草市御所浦町

平成 28 年熊本地震において、日奈久断層帯（高野—白旗区間）の活動に伴う前震と布田川断層帯（布田川区間）の活動に伴う本震が発生。最大震度 7 の揺れがわずか 28 時間以内に 2 度発生した（前震では益城町、本震では益城町と西原村において観測）。

地震発生直後の平成 28 年 4 月 14 日に、県内全 45 市町村に災害救助法が適用され、同月 25 日には激甚災害、同月 28 日には全国で 4 例目の特定非常災害に指定された。

第 5 節 被害想定

この節は、県が平成 23 年度から 2 か年をかけて実施した、地震・津波被害想定調査の結果を要約したものである。

1 地震及び津波の被害想定

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、県や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の集計を行ったところであり、ここでは 2 に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

なお、本県に影響を与えると推測される新しいデータや知見が集まった段階で、今後もそれらを踏まえた地震・津波に関する被害の検討に努めるものとする。

2 地震被害想定調査の前提条件

熊本県が調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

(2) 津波解析

国が設定している各地震の断諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析を行った。

(3) 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	1.1. 液状化	●	
	1.2. 揺れ	●	
	1.3. 急傾斜地崩壊	●	
	1.4. 津波		○
	1.5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2.1. 揺れ	●	
	2.2. 急傾斜地崩壊	●	
	2.3. 津波		○
	2.4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3.1. 上水道	●	○
	3.2. 下水道	●	○
	3.3. 電力施設	●	○

	3.4. 電話・通信施設	●	○
	3.5. ガス（都市ガス）	●	○
	3.6. ガス（LPガス）	●	
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通輸送施設被害	4.1. 道路（高速道路、一般道路）	●	○
	4.2. 鉄道	●	○
	4.3. 空港（※定性的評価）	●	
	4.4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支障等	5.1. 避難生活者	●	○
	5.2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物（瓦礫）の発生	●	○
7. その他の被害	7.1. 災害時要支援者の被災	●	○
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7.3. 避難施設被害	●	○

(4) 想定シーン

建物および人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

① 発生の季節：冬季

② 発生時刻：夜（午前5時）：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。

夕方（午後6時）：火気使用が最も高い時間帯。

③ 風速設定：火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である11m/秒の2パターンを設定(※)。

(※)風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21～23年）を採用

(5) 被害想定結果 別紙のとおり

3 被害想定結果

項目 (注1)		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部運動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値		
想定地震	地震の規模 及びタイプ別	規模	マグニチュード7.9	マグニチュード7.3	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0	マグニチュード7.1	マグニチュード9.0	
		タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型	
		天草地域の 最大想定震度	震度7	震度5強	震度5強	震度5強	震度5強	震度5強	
	津波	津波高(TP. M)	3.4TP. m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5TP. m	3.8TP. m	
		津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m	
物的被害	建物被害	全壊棟数	計	2,300棟	30棟	70棟	140棟	540棟	670棟
			液状化	550棟	30棟	70棟	140棟	160棟	30棟
			揺れ	1,200棟	－棟	－棟	－棟	－棟	－棟
			急傾斜地崩壊	120棟	－棟	－棟	－棟	－棟	－棟
			津波	390棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	380棟	640棟
			地震火災	20棟	－棟	－棟	－棟	－棟	－棟
	半壊数	計	13,500棟	40棟	110棟	220棟	7,100棟	10,700棟	
		液状化	830棟	40棟	110棟	220棟	240棟	40棟	
		揺れ	4,900棟	－棟	－棟	－棟	－棟	10棟	
		急傾斜地崩壊	250棟	－棟	－棟	－棟	－棟	10棟	
		津波	7,500棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	対象外(注2)棟	6,900棟	10,700棟	
		地震火災	－	－	－	－	－	－	
	人的被害	死者数	計	110人	－人	－人	－人	10人	10人
			揺れ	80人	－人	－人	－人	－人	－人
			急傾斜地崩壊	10人	－人	－人	－人	－人	－人
津波			10人	－人	－人	－人	10人	10人	
地震火災			－人	－人	－人	－人	－人	－人	
重傷者数		計	340人	－人	－人	－人	140人	230人	
		揺れ	170人	－人	－人	－人	－人	－人	
		急傾斜地崩壊	10人	－人	－人	－人	－人	－人	
		津波	150人	－人	－人	－人	140人	230人	
		地震火災	－人	－人	－人	－人	－人	－人	
負傷者数		計	1,800人	－人	－人	－人	350人	560人	
		液状化	1,400人	－人	－人	－人	－人	－人	
		揺れ	10人	－人	－人	－人	－人	－人	
		急傾斜地崩壊	370人	－人	－人	－人	－人	－人	
		津波	－人	－人	－人	－人	350人	560人	

(※) 上表の「別府・万年山断層帯」は、平成29年12月、国による区分見直しにより、中央構造線断層帯(豊予海峡・由布院区間)、日出生断層帯、万年山・崩平山断層帯に分割。

(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

(注3) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部運動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

※ 数値が1000未満のものは、一の位、1000以上は10の位を四捨五入している。

※ 数値を四捨五入しているため、合計が合わない可能性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 市民・事業所の防災力向上計画（市民、市、関係機関）

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、自治会等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（防災行動計画）」の普及を始めとして、市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

1 自助

市民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分で出来ることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動をとるとものとする。

(1) 平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との緊急・安否確認方法
- ・就寝場所の安全確保
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認

ウ 事前の備え

- ・地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強
- ・防災メールサービスへの登録
- ・最低3日分（推奨1週間分）の水・食料等生活必需品の備蓄（日常備蓄※含む）
※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- ・非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備
※薬の服用の有無や家族の状況に応じて、非常用持ち出し品を準備する。
- ・自動車へのこまめな満タン給油

2 共助

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど、積極的なコミュニティづくりを

進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練（市と連携した訓練等）の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（地域住民の安否確認含む。）の把握、市への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練 等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資器材等の備蓄および管理及び使用方法の確認
- カ 危険個所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

(2) 災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・市への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3 事業所による防災力の向上

- (1) 事業所は、市の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に要配慮者利用施設においては、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うものとする。
また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を行うよう努める。
- (2) 事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (3) 事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。
 - ア 防災体制の整備
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 事業所の耐震化・耐浪化
 - エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し
 - オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応
 - カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組みを継続的に実施
- (4) 食料・飲料水・生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、県、市との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第2節 防災知識普及計画（総務部、教育委員会、関係機関）

1 方針

地震・津波による災害を最小限に食い止めるためには、市、県等の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、市は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるものとする。

さらに、市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や後援会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2 市職員に対する防災教育（総務部）

地震・津波災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、地震・津波災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、市は防災業務に従事する市長始め防災担当職員に対して、次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

(1) 教育の内容

- ① 天草市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- ④ 防災関係法令の運用
- ⑤ 防災システムの操作方法等
- ⑥ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等の印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

3 住民に対する防災知識の普及（総務部、消防機関）

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるように、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うも

のとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

更に、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ① 地震及び津波に関する一般的知識
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 地震・津波災害対策の現状
- ④ 地震・津波被害想定調査結果
- ⑤ 平時の心得（日頃の準備）
 - ア 住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
 - イ 屋内の整理点検（家具転倒防止等）
 - ウ 火災の防止
 - エ 応急救護
 - オ 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - カ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
 - キ 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
 - ク 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
 - ケ 緊急連絡先の確認
 - コ 家族間等による安否の確認方法
 - サ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、健康保険証・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
 - シ 自動車へのこまめな満タン給油
 - ス 避難所生活のマナーとルール
 - セ ペットを受入れ可能な避難所
 - ソ ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- ⑥ 地震発生時の心得
 - ア 緊急地震速報を覚知した時の対応行動
 - イ 場所別、状況別の心得
 - ウ 出火防止及び初期消火
 - エ 避難の心得
 - オ 自動車運転者のとるべき措置
- ⑦ 建築物に関する各調査の周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

- ① 社会教育を通じた普及
 - 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等、幼年消防大会等の機会を活用する。
- ② 広報媒体等による普及
 - ア 市広報媒体の利用
 - イ 講演会、研修会等の開催

③ 防災訓練等における普及

市は、講習会の開催等を通じて、地震・津波災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火・避難・総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及並びに技術の向上への取組みを継続的に実施する。

4 学校教育における防災知識の普及（教育委員会・総務部）

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

(1) 児童・生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童・生徒等及び教職員の生命・身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に学校の種別や児童・生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 地震等災害発生のしくみ
- ④ 防災対策の現状
- ⑤ 大規模地震発生を想定した避難訓練の充実

なお、大規模地震・津波が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

(2) 指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

(3) 私立学校（幼稚園）に対する助言・指導

市は、私立学校（幼稚園）に対して必要に応じて指導、助言を行うものとし、私立学校（幼稚園）は防災意識の普及に努めるものとする。

5 防災上重要な施設の管理者等の指導（総務部・防災関係機関）

市、県及び防災関係機関は、防災上重要な施設及び大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に地震・津波災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとする。特に、出火防止、初期消火及び避難誘導等発災時に対処し得る体制の整備を推進するものとする。

- (1) 避難誘導等防災体制の整備
- (2) 地震・津波災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 出火防止及び初期消火等の任務分担
- (5) 防災業務従事者の安全確保
- (6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

6 事業所の防災対策の促進

(1) 事業所の防災力向上

市は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取引を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

市及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。特に中小企業等の支援に当たっては、県、市町村及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 要配慮者施設の避難訓練等の状況の確認

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

7 外国人に対する防災知識の普及

市は、外国語による標記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど、要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、県は、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため市職員の対応力向上を図るものとする。

8 防災知識の普及時期

市、県及び防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の普及の内容により最も効果のある時期を選んで、住民に対し地震・津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

* 防災の日	9月1日
* 津波防災の日	11月5日
* 防災とボランティアの日	1月17日

9 防災相談

市、県及び防災関係機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

10 災害記録の保存と災害の教訓の伝承（総務部、関係機関）

市は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第3節 自主防災組織等育成計画（総務部、関係機関等）

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本計画は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、地震・津波に関する防災意識の高揚及び人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、地震・津波災害に備えるものである。

1 自主防災組織の方針

大規模地震・津波災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、市民、市及び事業者は、地域住民により防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

- (1) 市民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことを目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、市民は、平時から防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加をするとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- (2) 市は、天草市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、市は、自主防災組織と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

- (3) 多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務がない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2 地域住民等の自主防災組織

- (1) 組織の編成単位

- ① 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
 - ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。
- (2) 組織づくり
- 既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士の活用に努めるものとする。
- ① 地区振興会、町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
 - ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。
 - ③ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。
- (3) 活動計画の制定
- 組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を十分活かした具体的な活動計画を制定するものとする。
- (4) 主な活動内容
- ① 平常時の活動
 - ア 防災に関する知識の普及
 - イ 地域一体となった防災訓練の実施・参加（市や関係団体と連携した訓練等）
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（安否確認含む）の把握、市への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練
 - ウ 情報の収集伝達体制の整備
 - エ 火気使用設備器具等の点検
 - オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
 - カ 危険個所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・地域防災ハザードマップの作成
 - キ 避難行動要支援者の把握
 - ク 地域内にある消防団等の他組織との連携促進
 - ② 災害時の活動
 - ア 地域内の被害状況等の情報収集及び市への伝達
 - イ 出火防止・初期消火の実施
 - ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
 - エ 地域住民の安否確認及び避難誘導
 - オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
 - カ 救出・救護活動への協力
 - キ 避難生活における避難場所、避難所の運営等
 - ク 避難所以外の避難者の情報の把握
 - ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力
- 3 事業所の自衛消防組織等
- 大規模地震・津波発生時には、多数の者が利用・従事し、または危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。
- また、災害時に事業所の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害

の防止、地域貢献等)を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント(BCM)を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、市が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(1) 事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、市及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、市は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

(2) 対象施設

- ① 中高層建築物、旅館、ホテル、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、または取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

(3) 組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

(4) 主な活動内容

- ① 平時の活動
 - ア 防災訓練の実施
 - イ 施設及び設備等の点検整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施 等
- ② 災害時の活動
 - ア 従業員等の安否確認
 - イ 情報の収集伝達
 - ウ 出火防止、初期消火の実施
 - エ 避難誘導
 - オ 救出・救護の実施及び協力
 - カ 避難生活における避難場所、避難所の運営協力 等

4 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4節 防災訓練計画（総務部・教育委員会・防災関係機関）

市及び各防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加、住民、その他の関係団体の協力を得て、地震・津波など大規模災害を想定した各種の必要な訓練を実施する。

特に、本市は沿岸部であり、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

1 実施機関

災害応急対策の実施責任を有する各機関（市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等）の長が実施するものとする。

2 訓練の種類

市及び防災関係機関は、単独又は共同で次の防災訓練を定期的実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

- (1) 参集（非常呼集）訓練
- (2) 災害対策本部・地方災害対策本部等設置訓練
- (3) 情報収集伝達訓練（津波情報伝達を含む。）
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練
- (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- (7) 救出・救護訓練
- (8) 輸送訓練
- (9) 安否確認及び避難所運営訓練
- (10) その他必要な訓練

3 住民等の訓練

大規模地震・津波発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出、救護、初期消火及び避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには、日頃からの訓練が必要である。

このため、市及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について、必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

4 学校教育等での訓練

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加

が可能となるよう工夫に努める。

5 複合災害想定訓練

市は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

6 訓練の時期及び場所等

(1) 訓練の時期

「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」等の啓発効果を含めて最も効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練の内容、規模により、最も効果を上げ得る場所を選んで実施するものとする。

(3) 訓練の実施・指導等

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(4) 訓練の工夫

防災訓練の実施に当たり、市は、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(5) 訓練実施における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。

(6) 訓練の検証

防災訓練の実施後は訓練結果の事後評価を行い、課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第5節 地震観測施設等整備計画（総務部・気象庁・文部科学省・県）

本計画は、気象庁（熊本地方気象台）、文部科学省（防災科学技術研究所）及び県が設置した震度計により、地震発生時の迅速かつ正確な地震情報を収集し、防災関係機関の初動体制の早期確立を図るものである。

市内における観測施設の状況は、資料編（P 95～97）のとおりである。

第6節 防災業務施設整備計画（総合政策部・関係機関）

大規模地震・津波時の災害発生 of 未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備、推進に関する計画である。

1 防災拠点施設

市及び防災関係機関は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点

となるため、大規模災害時においても、その機能を維持されるよう、施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化及び多重性の確保、井戸等による水の確保、非常用電源設備（自立分散型電源設備）の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

なお、県及び市は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ地域防災計画等に定めるよう努めるものとする。

(1) 市庁舎（本庁・支所）

災害時に災害対策本部が設置される等の市内防災業務の拠点施設である市庁舎については、次のとおり整備を行うものとする。

- ① 阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、大地震が発生した場合でも市庁舎の機能を維持できるよう耐震診断に基づく耐震補強を行う。
- ② 停電時にも本来の機能を発揮できるよう非常用電源を整備する。
- ③ 防火区域の整備、内装の不燃化等の防火対策を推進し、さらにスプリンクラー設備、連結散水設備、特殊消火設備等の消火設備の整備を行う。
- ④ その他災害時に、市庁舎としての機能を十分に発揮できるよう本庁舎については、建築基準法及び消防法に基づく所要の改修を行う。

(2) 消防本部・署施設整備計画

消防本部及び署は、災害応急対策の拠点となる施設であり、大規模地震・津波発生時の機能の確保を図ることが重要である。このため、耐震性及び耐火性の確保に努めるとともに、庁舎及び設備等の管理者は、地震・津波発生直後の点検及び応急復旧について平時から体制等の整備をしておくものとする。

2 通信設備

(1) 市の通信設備

市は、災害時に速やかに、確実な情報を住民に伝達する手段及び本庁、支所の相互通信ができるような防災行政無線システムの早急な整備促進を図る。現在の防災
なお、非常用電源設備等の浸水対策等の停電対策を図るとともに、燃料の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

防災行政無線施設の現況は、資料編（P 98）のとおりである。

第7節 災害物資・資機材整備・調達計画（総務部、健康福祉部、関係機関）

被災者の応急所対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる食料、飲料水等の物資の備蓄・調達体制の整備について定める。

市は、大規模災害が発生し、物資の調達や輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資を備蓄するとともに、物資の調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- (2) 市は、住民・事業者等が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、啓発するものとする。

- (3) 市は、市民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- (4) 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (5) 市は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、県及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。
- (6) 市は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協力の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- (7) 市、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市、事業所等との協定締結等により、調達体制の確立に努めるものとする。

2 食料・生活必需品に関する供給方針

(1) 供給方針

市は、災害発生時に食糧等を確保するため、食糧・生活必需品の備蓄（流通備蓄を含む）に努めるとともに、備蓄で不足すると予想される場合は、速やかに国、県、他の行政機関に対し協力要請等を行う。

- (2) 市内の卸業者、スーパーなどの大型店及び農協等と災害時の食糧・生活必需品等の供給についての協定締結に努める。

(3) 応急給水

市（水道事業者）は、上水道の給水が停止した断水世帯等を想定して、発災直後に断水世帯に対し、給水体制を整備することとする。

(4) 飲料水以外の生活用水の確保

県、市及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

3 食料等の備蓄

災害時の応急的な食料については、備蓄倉庫（庁舎を利用）に次の食料等の備蓄に努め、適正に在庫管理を行うものとする。

- (1) アルファー米、お粥、パン、ビスケット等 8,000 食
- (2) 飲料水（ペットボトル 500ml 相当） 8,000 本
- (3) 毛布 4,000 枚
- (4) インスタントトイレ（処理袋） 48,000 回分

4 災害用装備資機材の整備充実

(1) 資機材の整備充実

防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実に努めるものとする。

- ① 救出・救助用資機材
- ② 照明用資機材
- ③ 災害対策用特殊車両
- ④ 交通対策用資機材
- ⑤ 情報収集資機材
- ⑥ その他後方支援用等必要な資機材

(2) 資機材の調達

防災関係機関は、災害時に必要な資機材等を円滑に調達するため、協定を締結するなど、平時から防災関係機関・団体相互間の緊密な連携・協力関係の保持に努めるものとする。

(3) 防災関係機関や民間事業者との連携

県及び市は、燃料、発電機、建設機械などの応急・復旧活動時に有用な資機材について地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

5 燃料備蓄

県、市及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

6 物資の管理・輸送等

市は、救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、県、市は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第8節 風水害・土砂災害予防計画（建設部・経済部）

大規模地震・津波発生に伴う河川等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、水門、樋門等のコンクリート構造物の破損による後背地の水害の未然防止及び被害軽減を図るものとする。

1 治山対策

本市の林野面積は、462.03 km²で市総面積 683.87 km²の 67%に当たり、各河川の水源地帯となっており、防災上重要な位置を占めている。治山事業は、森林法、地すべり等防止法に基づくもので、森林を造成、維持することにより、山地災害の未然防止などを行っているが、流域保全と局所災害の見地から事業の実施に当たっては砂防、河川事業と連携を保ち、市民の生命・財産等の保全に努める。

2 保安林整備対策

森林地帯は無林地状態の山地に比較して、水の調整効果が大きく、洪水時における土砂の流失も少なく、山腹の崩落を防ぐ効果をもっている。しかし、これらの森林が地震によって破壊された場合は、放置すれば前記の保安機能が低下し、又は喪失して国土の荒廃を招くおそれがある。

今後、改植、補植等を実施することで森林の水源涵養機能と土砂流失防止機能の維持増進を図り、災害を未然に防止する。

3 山地災害の原因と対策

本市の災害の主な原因は水害であり、豪雨による山地崩壊があるが、その原因のほか、地震により直接崩落が発生することもあり、又は地震により発生した亀裂に雨水が入り、崩落が発生するなど、地震が主な誘因となることも考えられる。

災害に強い森林の造成及び山地崩壊を未然に防ぐため、県等と協議を行い、対策を図る必要がある。

4 土砂災害対策

(1) 土石流対策

本市は、全体の面積の多くを山地が占めており、急峻な地形が多く、土石流災

害が発生しやすい危険渓流が多く存在している。

これらの危険渓流については、県と協議を行いながら順次整備を図っていく。

(2) 地すべり対策

本市における地すべりは、天草諸島一帯に散在する第三紀層地すべりが多い。地質が粘土質の岩石でできているため、侵蝕が早く進み、水を含むと粘土化するため、地震の発生により地すべりを起こす可能性がある。

これらの地すべり危険箇所の対策については、県等と協議を行いながら、危険度の高い箇所から地すべり防止施設の整備を図るとともに、土石流危険箇所と同時に警戒避難体制の整備等ソフト面の対策についても重点的に促進を図る。

5 道路・橋梁対策

(1) 道路対策

本市の道路延長は、2,098.1kmであるが、狭い箇所があるので、年次計画により改良し、特に地震災害による崩土、がけ崩れ等の注意箇所には、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。

(2) 橋梁対策

市道の橋梁で、老朽橋及び荷重条件の変更を含めて、地震発生の際に交通面での重要度、危険度を検討・勘案し、順次改築・補修及び補強により整備を図る。

6 災害危険箇所等の把握

県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

7 盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組み

県及び市町村は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

県及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第9節 海岸対策計画（建設部・経済部・総務部）

大規模地震発生後、近距離を震源とする地震では、津波予警報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、津波被害を防ぐには海岸施設の補強などのハード面並びに住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、津波に備えたハザードマップの作成等が必要である。

1 海岸対策

(1) 海岸概況

本市は東シナ海、有明海及び不知火海に面する多くの海岸線を有し、海岸法第5

条に基づき維持管理されている。

(2) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設は国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、県、市町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備に努めるものとする。

(3) 海岸保全施設の改良補強計画

市は、従来から整備促進を図ってきたところであるが、阪神・淡路大震災・東北大震災の教訓等、更には「地震・津波被害想定調査」の結果を踏まえ、施設の地震・津波に対する危険性を調査し、危険性が高いと判断される地区については、耐震性の必要性を考慮しながら県と協議を行い、順次整備を図っていくものとする。

(4) 防災業務に従事する者の安全確保

海岸保全施設管理者は、地震発生時の津波襲来に備え、多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や管理方法（緊急点検及び巡視）等について、あらかじめ決めておくものとする。なお、海岸保全施設の整備に当たっては、行政職員、消防団員など、防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作等の整備を順次進めるものとする。

2 海面監視

(1) 海面監視体制の整備

地震発生後、近距離を震源とする地震では津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。

そこで市では、海岸付近で強い揺れ（震度4以上）を感じた場合、揺れが弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合又は津波警報等が発表された場合においては、安全を考慮した上で直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視者の安全を考慮した海面監視体制の整備に努めるものとする。また、沖合に出ている漁船には漁業無線局を通じ、海面の変動を通報するよう呼びかけるものとする。

(2) 情報伝達体制の確立

市は、住民に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ARERT）の活用とともに、同報無線の整備を促進、サイレン、半鐘、携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール等）複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に配慮するものとする。また、強い揺れを伴わないいわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう住民に対して、避難経路及び避難場所の周知をしておくものとし、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。

3 後背地対策

(1) 安全な土地利用の誘導

津波により被害が予想される場所は、ハザードマップの作成及び危険区域の設定等の手段により、被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

(2) 拠点的公共施設の整備

津波襲来時の拠点となるような庁舎、学校及び病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、津波防止等の十分な対策を施すものとする。

第10節 火災予防計画（総務部・建設部・消防機関）

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、市、消防本部及び県は火災予防の徹底に努める。

1 消防力の充実強化

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。

特に、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺等計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(1) 消防力の現況

本市消防力の現況は、資料編（P 90）のとおりである。

(2) 消防施設の整備等

① 消防本部（署）及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。

② 地震時の危険物火災、高層建築物火災等の対策として、化学消防自動車、はしご付消防自動車等社会情勢の変化に即応した近代的消防設備の整備を図る。

(3) 消防職員・団員の教育訓練

消防職員・団員の資質の向上と消防技術の習熟のため、計画に基づいて県消防学校等へ派遣し、火災予防に対する教育、操法等の向上に努めるとともに、現地訓練及び総合訓練を実施する。

2 火災予防対策の指導

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に減少すると考えられるので、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて、住民一人ひとりの防火意識の高揚及び住宅用防災機器（消火器、住宅用防災警報器・報知設備）、防災物品（カーテン、じゅうたん等）等の普及促進を図る。

(2) 予防査察

① 定期査察

指定された防火対象物及び危険物製造所等を年1回以上実施する。

② 特別査察

特に必要があると認めた場合に実施する。

(3) 火災危険区域の設定

地震による火災で大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼する原因となるので、市街地・密集地のうち、特に火災の危険度の大きい防火地区を選定し、建築、都市計画、消防面から防火診断を行い、防火対策を樹立するよう指導する。

(4) 防火管理

① 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店等の防火対象物において、収容人員が一定以上になる防火対象物には、防火管理者を定めさせる。

② 学校、病院等の特定防火対象物には、収容人員が一定以上になる防火管理者は、定期的に再講習を実施する。

(5) 火災予防運動の推進

火災を未然に防止し、被害の拡大を防止するためには、火災予防対策を強力に推進しなければならない。全国一斉に実施される春・秋2回の火災予防運動期間中に、消防自動車による広報、報道機関等による火災予防の啓蒙、消防思想の普及徹底を図る。

(6) 自主防災組織、幼少年、婦人防火クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止、消火訓練、通報訓練等を行い、地域住民一人ひとりの火災予防の自覚と相互協力が図られるように、地域の実情に応じた消防団、自主防災組織幼少年、婦人防火クラブ等の組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

3 火災拡大要因の除去

(1) 火災危険区域の設定

地震火災が大規模な被害を生じるのは、同時多発的に発生した火災が合流して大火となり、延焼するところにあるので、市街地、密集地のうち、特に火災の危険性の大きい区域については、消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導するものとする。

(2) 市街地の計画的な不燃化促進

① 避難路沿道建築物の不燃化促進

避難路沿道の建築物の不燃化を促進するために、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。特に周辺市街地の火災危険度が高い路線、利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の地域においては、積極的に防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。

② 防火帯（街路樹、垣根等）の整備指導

市街地の延焼防止や避難者の安全を確保するために、道路整備の中で街路樹の積極的な整備計画を検討することとする。また、垣根等の整備については、地区住民の合意を図りながら、地区計画の決定等を通じて推進するものとする。

③ 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度、建築密度が高く火災発生の恐れの高い市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域、準防火地域の指定を検討するものとする。

(3) 市街地整備事業（土地区画整理事業）の推進

市は、様々な市街地整備事業（土地区画整理事業等）により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(4) 建築物の不燃化の促進

市は、火災による人的・物的被害を軽減するため、防災拠点施設等の不燃化を進めるものとする。

また、各種説明会やパンフレットにより、密集市街地における住宅の不燃化について普及啓発を図るものとする。

4 消防力の強化（県総務部、消防機関、市町村）

(1) 消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。特に消防本部（署）及び消防団車庫等の建物は、災害時に重要な拠点となるので、十分な耐震性を備えたものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、木造家屋密集地、避難地周辺及び防災活動拠点等に計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備

市、消防本部は、隣接市町、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市町村、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。

さらに、県、市町村、消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第 11 節 危険物等災害予防計画（総務部・消防機関・関係機関）

危険物施設等は取り扱う物質の性質上、大規模地震・津波発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。

地震・津波に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を行う必要がある。

1 施設等の現況

危険物を消防法に定める数量以上貯蔵又は取り扱う事業所は、消防法の規制対象となるが、本市における施設所等の数は、資料編（P 90）のとおりである。

2 危険物に係る予防対策

市及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者又は占有者への指導を行うものとする。特に消防機関にあつては、立ち入り検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、災害対策に万全を期すよう努めなければならない。

- (1) 施設の耐震化の推進
- (2) 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施
- (3) 自主防災体制の確立
- (4) 防災資機材の整備

3 高圧ガス設備等の予防対策

市及び消防機関は、大規模地震・津波に対して高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとし、高圧ガス設備の所有者、管理者又は占有者は、災害対策に万全を期すよう努めなければならない。

- (1) 高圧ガス設備等の耐震化の推進
- (2) 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施
- (3) 地震等の応急体制の整備
- (4) 防災資機材の整備

4 火薬類に係る予防対策

市及び消防機関は、大規模地震・津波に対して火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵所（「製造事業所等」）の安全性を確保するため、次の対策について指導するものとし、製造事業所等の所有者、管理者又は占有者は、災害対策に万全を期すよう努めなければならない。

- (1) 製造事業所等の耐震化の推進
- (2) 地震・津波に対する防災教育、防災訓練の実施
- (3) 地震・津波時の応急体制の整備
- (4) 防災資機材の整備

5 保安体制の確立

市及び消防機関は、施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに、当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導する。

6 危険物の輸送

市及び消防機関は、警察の協力を求めて、タンクローリーなどの危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送及び運搬基準の励行等につき指導・取締りを行う。

7 消火薬剤等の緊急輸送対策

市及び消防機関は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車及びその他の化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第12節 建築物等災害予防計画（建設部）

阪神・淡路大震災、東日本大震災の被災状況に鑑み、市民に対し建築物の耐震知識の普及を図るとともに、建築物の新築及び増改築の際の防災対策は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「天草市建築物耐震改修促進計画」、「建築基準法」及び「消防法」によって必要な対策を推進するものとし、既存の建物についても防災対策及び市街地の不燃化の推進等を図る。

市は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、市有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、市の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震・津波発生後の円滑な救出、救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

1 防災対策の推進

建築物の所有者等に対して「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「天草市建築物耐震改修促進計画」の周知を図り、耐震診断及び耐震改修を促進するものとする。

2 既存建築物の耐震化

市は、既存建築物の耐震性の向上を図るために、国・県と連携し、次による計画的な既存建築物の耐震改修の実施を促進するものとする。

(1) 建築物の所有者等に対して耐震診断、耐震改修に係る普及啓発を行うこと。

(2) 国や県が実施する講習会等の受講により、耐震診断、耐震改修に必要な人材の育成を図ること。

(3) 耐震相談会を実施するとともに、耐震診断に係る相談窓口を開設すること。

3 一般建築物等の災害予防に関する啓発等

(1) 防災知識の普及

県、市は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

(2) 落下物による危険防止

県、市は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

県、市は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

(4) 家具等の転倒防止対策

県、市は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

4 宅地の災害予防対策

市は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、県及び市は液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。

第13節 公共施設等災害予防計画

（建設部・健康福祉部・病院事業部・教育委員会・総合政策部・水道局）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐震化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点等となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

1 道路・橋梁(建設部)

道路及び橋梁は、震災時に避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施するうえで重要な機能を有している。

そのため、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる重要な役割をもつ緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新節及び拡幅等を図るものとする。

(1) 道路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化(リダンダンシー)を図り、救援・消防活動にも有効な道路の整備を図るものとする。

特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。

(2) 橋梁

震災時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送路等防災上重要な位置づけにある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書(耐震基準)に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化の恐れがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、その下部工や基礎工の補強を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画

道路交通の確保は、地震発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施するうえで重要である。地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

2 河川、砂防、港湾・海岸、漁港(建設部・経済部)

(1) 河川

河川においては、二次災害の可能性の有無により、堤防及びその他の構造物についても耐震計画を次のとおり策定することとする。

① 堤防

二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

② その他の構造物

補強あるいは改築・新設を行う際には、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

(2) 砂防

砂防ダムにおいては、ダム規模及び二次災害が想定されるものについては、耐震

対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。

(3) 港湾

港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く関わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の際の危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、通常の地震に耐えられるよう整備する。

また、近年発生する大規模地震・津波に鑑み、通常の地震ばかりでなく大規模地震・津波発生時においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。

(4) 海岸

海岸の保全は、住民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、今後の施設整備に当たっては、耐震点検の結果を基に危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行う。

(5) 漁港

漁港施設は、漁港及び漁村の根拠地として地域に密着しており、「漁港漁場整備法」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行っている。

上述の海岸保全施設等の整備に当たっては、市職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進めるものとする。

3 下水道（水道局）

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効活用をするなどその役割は多方面にわたっている。大規模地震・津波時にその機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、市は、発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、地震・津波に対して必要な対策を行うものとする。

(1) 対象施設

① 管渠

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、当該管渠の重要度や地盤条件等を勘案したうえ、適切な管種や可とう性継ぎ手等の材料を選択し、耐震性の向上を図る。

また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を行うものとする。

② 処理場、ポンプ場

既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

(2) システムとしての対策

すべての施設について短期間に必要な耐震性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも、最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画とするものとする。

施設が損傷した場合に、機能を代替できるよう重要幹線及び処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等、下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

4 社会福祉施設（健康福祉部）

市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要な連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設における耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 社会福祉施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

5 医療施設（健康福祉部、病院事業部）

市は、医療施設の安全性を確保するため、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要な連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

6 学校施設（教育委員会）

大規模地震・津波発生時における児童・生徒等及び教職員の安全を図るため、市立学校（幼稚園含む）について、次に掲げる対策を行うものとする。

また、市は、私立学校等に対し、助成制度の利用促進や、指導、助言を行うなどして、非構造部材を含む施設の耐震化の取組みを支援するものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

7 その他の関係施設（総合政策部・市民生活部・水道局）

その他の関係施設の防災については、市地域防災計画や関係法令等に基づき、施設の維持管理、改良を行うとともに、計画的に巡視点検を実施するものとする。

(1) ダム

ダムについては、ダム設計基準等に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れている施設であると考えられるが、電気事業法や河川法に基づく漏水等の計画的な定期点検の実施により、保安管理に万全を期すものとする。

なお、地震時におけるダムや水門施設の点検監視は、第3章第25節「ダム等管理計画」によるものとする。

(2) 発電等施設

風力発電等の発電所の施設は、電気事業法による技術基準に基づいて耐震設計がなされており、耐震性に優れた施設であると考えられるが、電気事業法に基づく保安点検を計画的に実施し、また施設ごとに十分な検討と分析を行い、保安管理に万全を期するものとする。

8 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮するものとする。

9 ライフライン機能確保

市は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。

また、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

10 災害応急対策の担い手の育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第 14 節 給水確保計画（市民生活部・水道局）

1 水道施設の耐震化

- (1) 市は、厚生労働省が定める水道の耐震化計画等策定指針等に沿って具体的な目標を定め、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるものとする。
- (2) 市は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。
- (3) 市は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

2 災害時応急体制の整備

- (1) 市は、災害時における給水確保のため、応急給水及び応急復旧活動並びに情報伝達手段に関する行動指針を作成するものとする。
- (2) 市は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行うための体制を整備するものとする。
- (3) 市は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について、平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。

3 災害復旧訓練

水道事業者等は、大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

4 重要施設に関する情報共有

水道事業者等は、県や市と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

5 住民による飲料水の確保

市は、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

6 飲料水以外の生活用水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

第 15 節 通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社熊本支店）

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信施設である。現代の通信は単に人と人との通話を伝えるだけではなく、各種データ端末やコンピュータ間で多数の情報が交錯しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が大きい。

このため、大規模地震・津波発生時において途絶しない設備の実現、被災地に殺到する通信への対処方法等の対策の推進を図るものとする。

1 施設の耐震性強化

営業所、交換所等の施設はそのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考としてさらに各施設の耐震強化を図るものとする。

2 通信回線施設の機能の確保

屋外通信回線は、主に電柱及び電話線等からなるが、大規模地震発生時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のために通信ケーブルの地中化を促進するものとする。

また、衛星携帯電話機及び衛星通信機器等の移動無線回線を活用して、緊急情報連絡用の回線の設定に努めるとともに、これらの無線回線を活用したバックアップ対策の推進を図るものとする。

3 通信路の多ルート化の促進

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、回線系統の多重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって、迂回通信が確保できるよう対策を実施するものとする。

4 災害時優先電話の設定

大規模地震発生時には、各地から多数の電話が殺到することが予想される。このような状況下でも防災関係機関等への非常・緊急通報については、発信規制対象外で使用できるよう災害時優先電話とする。

5 災害対策用資機材・復旧人員の確保

大規模地震発生に備え、災害対策用機器を緊急資機材として確保しておくほか、全国から約 1 千人の復旧要員を迅速に被災地に派遣できる体制を確立しておく。

6 災害復旧訓練

大規模地震・津波発生を前提とした、初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や通信施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

第 16 節 電力施設災害予防計画（九州電力送配電(株)天草配電事業所）

大規模地震・津波発生時においても、極力電力供給を維持し、また供給支障・設備被害発生時において安全を確保しつつ迅速に復旧するため、あらかじめ次のような対策を行うものとする。

1 電力施設の耐震計画

電力供給設備の設計基準では、震度 6 強相当の耐震性能を有することとしており、現在の設備は、これに基づいて設計施工されている。

また、阪神・淡路大震災発生後電力中央研究所において検討した結果、現行耐震基準で妥当であることを確認している。

なお、旧基準により設置されている設備については、すべて補強等により改修済みである。

2 災害時の電力供給確保

電力供給システムの1系等の障害により、著しい電力供給支障が発生するおそれがある場合についても、他システムに切り替えて電力供給の確保ができる対策をとるものとする。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 緊急用資機材及び人員の確保

災害に備え、緊急用資機材の備蓄、九州電力株式会社熊本支店以外の支社及び他電力会社との応援体制の強化を図るものとする。

4 災害復旧訓練

規模地震・津波発生を前提とした初動体制から対策本部機能確立までの総合的な訓練や電力施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

5 電気による火災・感電（2次災害）の防止対策

電力の送電再開時の電気火災発生、切れた電線の接触による感電等二次災害の未然防止のため、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等の配布及びソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）配信等を活用したにより広報活動を行うものとする。

第17節 都市ガス施設災害予防計画（天草ガス㈱）

1 都市ガス施設耐震計画

都市ガスは現代都市において熱源としてのみならず、冷房施設などの動力源としても使用されており、重要なライフライン機能である。予期せぬ不測の事態によって施設が破損し、万一ガスが流出した場合には、二次災害の防止及び被害の拡大防止が要求されるので、以下のような対策を行うものとする。

(1) ガス製造、供給施設の耐震性の確保

ガス製造、供給施設は、そのほとんどに耐震設計がされているが、過去の災害例を参考として、さらに各施設の耐震化を図る。停電時でも機能が損なわれないよう保安電力の確保を図ることとする。

(2) ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については耐震性が考慮されているが、既設管の一部の低圧管（ねずみ鋳鉄管、白ガス管等）については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては工事等の機会を捉えて、ネジ接合鋼管を耐震性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行うものとする。

(3) 供給システムの対策

ガス導管網をブロック化し、二次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行うことによって、供給停止が全体に拡大しないよう対策を行うものとする。

(4) 利用者ガス設備の対策

ガス配管は、建設設備の一つとして建物と同等以上の耐震性が要求される。一般にガス配管は、建物の躯体等に支持材を使用して固定することから、耐震性を向上するには、ガス配管の支持固定が重要な要素となる。

また、一般家庭の場合、震度5相当（200ガル）以上を感知すると遮断する機能をもったマイコンメーターを設置している。

(5) 緊急用資材、人員の確保

災害時に備え緊急用資材を確保しておくとともに、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体及び民間機関等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員に付いても、社員及び関連会社社員に周知するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡表やリスト等所要の設備・資料を設置するものとする。

2 機能の確保

(1) ガス施設の災害予防措置

災害発生時のガス施設の被害を最小限にするため、関係法令、諸規定等の定めに従い、次のとおり平常時からガス施設の点検及び整備に努めるものとする。

① ガス製造所、ガスホルダー及びガス輸送導管等は、大規模地震に耐えるように設計するとともに、厳しい施行管理と密度の高い設備管理により十分な耐震性を維持する。

② 低圧ガス導管網及び利用者のガス設備に対しても「ガス導管耐震設計指針」（日本ガス協会）等の技術指針に基づいて敷設する。

③ S I 値や最大加速度値を計測するため、地震計の設置を行う。

(2) 非常体制の整備

大規模地震が発生したときに、非常体制が有効に機能するように動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図るものとする。

また、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、災害時優先電話、通信機器、被害状況連絡票及び利用者リスト等所要の設備資料を設置するものとする。

(3) 防災教育及び防災訓練

① 防災意識高揚を図り、災害の予防及び災害発生時の被害の拡大を防止するための防災に関する専門知識、関係法令、各種規定、基準及び要領について、社員等関係者に対する教育を実施するものとする。

② 防災活動を迅速に推進するため、年1回以上の防災訓練を実施するとともに、地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(4) 防災用資機材の確保及び整備等

① 災害発生時の被害を最小限とするため、緊急措置及び早期復旧に必要な資機材について、平常時からその確保に努めるとともに、定期的にその保管状況を点検整備するものとする。

② 災害発生時における迅速な緊急出動を可能とするため車両を常時稼動可能な状態に整備しておくものとする。

③ 災害復旧用資機材及び利用者の生活支援のための代替熱源の確保のため、あらかじめ社外からの調達体制を整備しておくものとする。

(5) 関連会社との協力体制の整備

災害発生時に関連会社からの人員及び資機材の提供が迅速に行えるように、あらかじめ協力体制を整備しておくものとする。

(6) 広報活動

平常時から利用者に対して、チラシ、テレビ、検針票等を利用して、ガスに関する安全知識の周知に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確認しておくものとする。

第 18 節 海上災害予防計画（関係機関）

海上における災害を防止するため、熊本海上保安部をはじめ実勢力のある国、県及び市の機関、その他災害防止活動について実勢力を有する公的機関、民間防災機関及び関係企業等により体制を確立し、それぞれの関係機関は、次のような災害予防措置を実施するものとする。

1 関係機関の協力体制の確立と情報収集・伝達体制の整備

海上における災害に備え、熊本海上保安部は緊急時に各機関が協力できるよう資機材及びその数量をあらかじめ把握しておくとともに、関係機関と緊密な協力体制を樹立する。

熊本海上保安部、県及び市の防災関係機関は、油排出事故等の海上災害が発生した場合には、人命救助や被害の拡大を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全の確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう夜間及び休日等を含めた緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

2 資機材の整備

各関係機関は、防災資機材等の備蓄、整備に努める。

市は、区域内で排出油から保全すべき施設、設備及び海岸等を検討し、必要に応じて資機材等（救難用、消防用、排出油等防除用）の整備、充実を進める。

3 災害防止の指導啓発

熊本海上保安部をはじめ各関係機関は、船舶等の関係者並びに一般に対し安全運航、危険物取扱いに関する心得等について注意喚起するとともに、防災訓練及び各種海難防止運動を通じ、これら予防知識の普及徹底を図る。

4 海上防災の研修及び訓練

市、県及び各関係機関は、沿岸住民の生命、財産及び生活権等に多大の災害を及ぼすおそれのある海上災害を想定し、防災上の責務の認識、防災技術の習得、相互協力の実効等を目的とした防災教育及び防災訓練を海上災害防止センターの事業等を活用して実施する。

5 排出油及び回収油等の処理

各関係機関は、排出油の回収、その保管及び処理が適正に行われるように、その方法等を確立しておくものとする。

6 その他

各関係機関は、災害の発生及び拡大の防止のために、それぞれの責務においての必要事項について、措置するものとする。

また、油等の海上流出事故等が発生した場合における防災対策に備え、国、県、市、関係機関団体及び事業所を構成員とする熊本県排出油等防除協議会が設置されている。官民一体となった海上災害への対応のため、その連携の強化を図るものとする。

第 19 節 避難収容計画（総務部、建設部、健康福祉部、市民生活部、教育委員会）

1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

(1) 緊急避難場所及び避難所

① 広域避難場所の整備計画

市は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地の大火から避難者の生命・身体を保護するために、必要な規模・構造を有する広域避難場所（都市計画公園、公園、緑地等）の整備計画を検討するものとし、その計画に基づき、地域の特性に応じた避難所の整備に努めるものとする。

② 地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、被構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市は施設管理者に対してこれを要請するものとする。

さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

指定緊急避難場所については、市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定することとし、指定の際は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成 29 年 3 月）を参考とするものとする。

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。なお、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、市は、学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

③ 津波災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、指定緊急避難場所については、案内標識、誘導標識及び海拔標識等を設置し、平素から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。

④ 地域で運営する避難所の指定

市が地域で運営する避難所として指定する場合には、自主防災組織又は区で訓練を行い、住民が安全かつ迅速に避難できる場所を指定するものとし、避難所の運営については、自主防災組織又は区で運営するものとする。

地域の自主防災組織等で開設の必要があると判断したときは、指定の避難所を開設するものとする。

(2) 避難路

① 避難路の整備計画

市は、地域の特性に応じた避難路等（指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地）の整備を検討するものとする。

② 地震発生時に安全な避難路の選定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せて市街地の状況等に応じて、あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

③ 津波発生時に安全な避難路の選定

市は、津波による危険が予想される地域について、指定緊急避難場所の指定、整備に併せて、沿岸地域の状況等に応じて、あらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車でも安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。

(3) 避難所の環境整備等

市は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

さらに、必要に応じ、井戸、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(4) 市は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 避難指示等の発令基準

(1) 地震発生時の避難指示等の発令基準

市は、地震発生時に、建物の倒壊や火災、その他の危険性から住民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための高齢者等避難、避難指示の発令を行うものとする。

(2) 津波発生時の避難指示等の発令基準

市は、津波警報等の津波に関する予警報が発表されたときは、避難指示を発令し、迅速かつ正確に、住民、釣り人、海水浴客等に高台への避難を指示する。

(3) 避難指示等の発令に係る助言の要求

市は、避難指示の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3 要配慮者の事前把握（健康福祉部、市民生活部）

(1) 避難行動要支援者

① 市は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した高齢者、障がい者、乳幼児等避難行動要支援者に係る情報の整理等を行うことにより、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

② 市は、民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

③ 市は、民生委員を中心として、近隣住民、自主防災組織等との連携により、災害弱者安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるものとする。

(2) 外国人

市は、大規模地震・津波発生時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会、若しくは雇用主等を通じ外国人の事前把握に努めるものとする。

4 避難誘導の事前措置

(1) 指定緊急避難場所等の周知徹底

① 市は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア 津波避難対象地域

- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- エ 避難の指示の伝達方法
- オ 避難後の心構え

なお、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画のもと、上述のア～オの内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、防災マップ・津波ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

さらに、津波避難計画には、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等が行われるよう、次の事項を定めるものとする。

- カ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- キ 津波からの避難誘導
- ク 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ケ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール

(2) 津波警報等の発表及び伝達

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。

また、県及び国〔内閣府、消防庁、気象庁等〕は、市による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、市は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

- ② 警察は、市との連携をもとに平素の活動を通じて、地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、津波警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

- ③ 住民等は、①ア～オの内容、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、大規模地震の発生、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(3) 広域避難及び被災者の運送

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、天草水防区減災対策協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(4) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、大規模スーパー等多数の者が出入りする施設の設置者又

は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、市長、消防機関、警察等と緊密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(5) 児童生徒等の対策

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市及び県の相互間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(6) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また、市担当部局等や近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

5 速やかな避難所開設のための体制構築

市は、複数開錠者の事前指定や施設開錠者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

6 避難所運営マニュアルの作成等

市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

さらに、市は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

7 避難所における男女共同参画の推進

県及び市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

8 避難所におけるボランティア等の受入れ

市は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

9 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

10 避難の受入れ

市は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

11 応急仮設住宅建設予定場所の選定（建設部）

市は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

12 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生する恐れがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの供給などの帰宅困難者対策を行う。

(1) 市民への啓発

市は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

(2) 事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

(3) 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

(4) 情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

(6) 徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

13 孤立化地域対策

市は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の確保を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

14 被災した飼養動物の保護収容に関する対策

県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。

15 施設の災害予防対策の推進

県及び市は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

第 20 節 避難行動要支援者等支援計画（健康福祉部）

避難行動要支援者の避難支援等の全体的な考え方は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和 3 年 5 月内閣府策定）」を参考に本計画の定めるところによる。

1 計画の目的

市は、市内に居住する高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（この章において、以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（この章において、以下避難支援等という。）について定めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、平時において、基本法 49 条の 10 第 3 項及び第 4 項に基づき、市の関係部局が保有する要介護高齢者や障がい者等の情報や、県知事その他の者に難病患者等の情報を把握・集約し、基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定により、避難支援等を実施するための基礎となるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、次のとおりとする。ただし、市内に居住の実態のない者、社会福祉施設に入所中の者、長期入院中の者、又は同居家族等による避難支援が可能である等の理由から避難支援を必要としない者は除く。

ア 要介護 3～5 の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳 A を所持する知的障がい者

エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する精神障がい者

オ 市の障害福祉サービスを受けている難病患者

カ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可

欠である児童（医療的ケア児）

キ 上記に準ずる状態にある者又は要配慮者に該当する者で、本人、行政区長又は民生委員から名簿登録の要請があった者

(3) 避難行動要支援者の記載事項

避難行動要支援者名簿については、基本法第49条の10第2項に基づき、次の避難行動要支援者に関する情報を記載し、定期的に更新するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の緊急連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由（障がいの状況等）

キ その他避難支援の実施に必要な事項

(4) 避難支援等関係者等への名簿情報提供

①事前の名簿情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市地域防災計画の定めるところにより、消防本部、消防団、警察、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、行政区長（自主防災組織の長）、地区振興会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（この章において、以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、又は市条例の定めにより、原則として年1回、毎年4月から6月までの間にあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援体制を整備するものとする。

なお、避難行動要支援者本人の同意を基に、名簿情報を事前に配布する場合には、同意を得られていない者に対して、避難支援等関係者に協力をお願いしながら、電話や個別訪問により、本人や家族に制度の趣旨や内容を説明し、同意の得ることに努めるものとする。

①災害時における名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、基本法第49条の11第3項の規定により、名簿情報を提供することができるものとする。

なお、避難支援等の終了後、避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の返却を求めるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(4) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるものとする。

3 個別避難計画の作成等

(1) 個別避難計画の作成

① 避難支援等関係者と連携した個別避難計画の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等関係者、福祉専門職（介護支援専門員・相談支援専門員）、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、個別避難計画に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、地域の避難支援者（この節において、以下「地域支援者」という。）、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとし、地域に即した検討を行うため、これらの地域の関係者が一堂に会し、協議する場を設ける。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。県は市が取り組む実効性の高い個別避難計画の作成や訓練実施を支援するものとする。

② 個別避難計画作成の優先順位

市は、個別避難計画の作成に当たって、できるだけ早期に個別避難計画を作成する優先度の高い者から進めていく必要があることから、次のとおり優先して作成する基準を設けて取り組むこととする。

なお、この基準に該当しない場合でも、個別避難計画の作成を妨げるものではない。

ア 浸水想定区域、津波災害警戒区域・特別警戒区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域等に居住している場合（特に、津波特別警戒区域、土砂災害特別警戒区域を優先）

イ 避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な場合
ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況（家族が高齢者、同居家族の一時的な不在や昼間独居等）の場合

(2) 個別避難計画の内容

個別避難計画の内容は、基本法第49条の14第3項に基づき、次の情報を記載し、定期的に更新するものとする。

ア 避難行動要支援者に関する情報（「2—(3) 避難行動要支援者の記載事項」を参照）

イ 緊急時連絡先の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

ウ 地域支援者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

エ 避難支援等の方法

オ 住居等の地図

(3) 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援等関係者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助（家族・親戚）、地域（地域住民）の共助の順で、避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から地域支援者1～2人を定めるものとする。

また、市は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や地域支援者を定めるため、避難支援等関係者のほか、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、福祉タクシー等事業者、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ福祉タクシー等事業者と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

- (4) 避難支援等関係者等への個別避難計画の提供
市は、「2-(4) 避難支援等関係者等への名簿情報提供」と併せて、避難支援等関係者に個別避難計画を提供するものとする。

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用

(1) 情報伝達体制の整備

伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

また、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

(2) 避難支援等関係者による避難支援等

市は、避難支援等関係者に対して、提供した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この章において、以下「名簿等」という。）を基に、次のような避難支援等の実施を依頼する。

ア 平常時

- ・日ごろからの声掛けや安否確認といった見守り活動により、避難行動要支援者の生活の状況の把握と信頼関係の構築を図る。
- ・各行政区や自主防災組織において、避難行動要支援者に関する情報を共有し、地域における避難支援体制の構築を図る。
- ・各行政区や自主防災組織を中心とした地域全体で、避難行動要支援者に関する避難支援等を含めた防災訓練・避難訓練を実施する。

イ 災害時

- ・避難指示等が発令された場合、避難情報の伝達、又は避難所等の安全な場所への避難誘導を実施する。
- ・電話・訪問等による安否確認を実施する。

(3) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者の他、近隣住民の積極的な協力が必要であり、自助（家族・親戚）、地域（地域住民）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、市は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合も考慮し、あらかじめ交通事業者（福祉タクシー等）と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

① 関係機関の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、地域支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、市は、地域支援者、避難支援等関係者、福祉専門職等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担、避難誘導の経過及び安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識をもっておくものとする。

また、県及び市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・地域障がい相談支援センター等）の連携により、要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

② 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、地域支援者や避難支援等関係

者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくるのが重要である。

そのため、市は、避難行動要支援者名簿制度について、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練の実施を通じて、避難行動要支援者の避難支援等に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者や地域支援者を拡大するための取り組みを行っていくよう努めるものとする。

さらに、市は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、地域支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、災害が発生するおそれがある場合にあらかじめ避難する「予防的避難」の普及啓発を図るものとする。

③ 安否確認の体制づくり

市は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから避難行動要支援者と関係する地域支援者や避難支援等関係者、福祉専門職、関係団体（障がい者団体、老人クラブ等）等と連携・協力し、避難所や自宅を巡回するといった方法などにより、地域に居住する避難行動要支援者の安否確認の体制を整備するものとする。

④ 地域支援者等の安全確保の措置

災害時における避難支援については、地域支援者本人又はその家族等の安全が確保されたうえで行われることを前提としており、災害の規模や状況等に応じ、可能な範囲での実施をお願いする。

なお、避難支援等は、あくまでも地域住民の善意により行われるものであり、地域支援者等に法的な義務や責任を課すものではないことを、市は、関係者に対して説明を行うものとする。

また、地域支援者等が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するための緊急の必要があると認められるときに、基本法第65条第1項の規定により、避難支援等に従事したことで、死亡し、負傷し、疾病し若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、基本法第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。

(4) 福祉避難所を含めた避難所の確保

市及び指定避難所となる施設の管理者は、要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設に加え、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、市は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施し、県は市のマニュアル作成のためのモデルを作成するものとする。

(5) 物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレットペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥や乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の備蓄に努めるものとする。

5 避難行動要支援者の避難支援等の円滑な実施のための方策

(1) 避難行動要支援者支援班の設置

市は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、健康福祉部を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

県は、災害時における市町村の避難支援状況等の状況を適宜把握し、必要に応じて助言や支援を行うものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

(2) 避難行動要支援者情報の取扱い

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び地域支援者の同意又は市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、保有個人情報に関しては、基本法に基づき、市内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時には、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

さらに、市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮をするものとする。

(3) 避難行動要支援者支援マニュアル・避難行動要支援者向けマニュアルの作成

近年の災害での被災状況をみると、特に高齢者や障がい者などは、災害に関する情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、犠牲になるケースが目立っている。

災害発生前、災害発生時のそれぞれの場面において「日頃の備え」と「災害発生時の行動」を具体的に示し、避難行動要支援者と地域支援者が、安全確保のために具体的な支援対策を講じ、災害発生時に適切な行動をとるための総合的、体系的な支援対策として取りまとめたマニュアルを作成し避難行動要支援者・地域支援者に対し配布する。

6 個人情報保護ガイドライン

(1) 個人情報の取扱い

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（この章において、以下「名簿等」という。）に記載された個人情報（この章において、以下「名簿情報」という。）は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障がいや疾病に関する情報といった、極めて秘匿性の高い情報を含んでいる。名簿情報が避難支援に関係のない第三者に知られることで、避難行動要支援者及びその家族が不利益を受けるおそれがある。

そのため、市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者に係る個人情報の保護を図るため、基本法、天草市個人情報保護条例並びに本項に定める個人情報保護ガイドラインに基づき、名簿情報を適切に取り扱うものとする。

(2) 個人情報の利用

名簿等については、次のことに利用できるものとする。

ア 避難行動要支援者に対する声掛けや安否確認といった日ごろからの見守り活動

イ 地域の関係者間において、避難行動要支援者の避難支援の方法等の確認・検討

ウ 防災訓練・避難訓練

エ 避難行動要支援者に対する災害情報・避難情報の伝達、避難所等安全な場所への避難誘導又は安否確認等

(3) 個人情報の安全確保に関する措置

市は、名簿等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 名簿等は、紙の台帳及び電子データとして管理するものとし、電子データは定期的にバックアップを行い、機器の故障に備える。

イ 紙の台帳は、施錠できる場所等に保管するものとし、電子データは、コンピュータの利用者を限定することで、不正アクセスの防止を図る。

ウ 関係者へ提供する名簿等は、避難支援等の実施に必要な最小限の範囲とする。

エ 関係者に名簿等を提供する際は、名簿情報の漏えい等を防ぐため、制度の趣旨及び個人情報の保護について、説明を行うものとする。

オ 避難行動要支援者に係る避難支援等を、ボランティア団体、障がい者団体及び民間の企業等と連携して行うため、平常時から名簿等を提供しておく必要がある場合は、各団体等と協定を締結したうえで提供を行うものとする。

(4) 名簿取扱者の責務等

名簿等の提供を受けた者（この章において、以下「名簿取扱者」という。）は、基本法第49条の13に基づき、守秘義務が課せられるため、名簿等の取扱いについては十分に注意するものとする。

(5) 名簿等を提供する場合における配慮

市は、名簿情報の漏えいを防止するため、関係者に名簿等を提供する際に、次のことを説明するものとする。

ア 名簿取扱者（過去に提供を受けた者を含む。）には、基本法により守秘義務が課せられる。正当な理由がなく、名簿情報を第三者へ提供することや、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らすことは禁止されているため、名簿等の取扱いについては、十分に注意すること。

イ 名簿等は、盗難・紛失を避けるため、施錠可能な場所に保管すること。

ウ 名簿等は、必要以上に複写しないこと。

エ 警察署及び消防本部においては、分署等に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は、管轄する地域に限定するとともに、名簿等を取扱う職員を定め、取扱いには十分に注意するよう指導を行うこと。

オ 行政区長、民生委員、消防団等においては、避難支援の実施に関わる地域住民に名簿等の複写を提供する場合、提供する名簿等は必要最小限の範囲とし、取扱いには十分に注意するよう説明を行うこと。

カ 役職等の交代により名簿取扱者でなくなった場合、名簿等については、次の役職の方に引継ぐか、市に返却すること。

キ 新しい名簿等の提供があった場合、古い名簿等は市に返却すること。

第21節 医療・救護体制整備計画（健康福祉部・市民生活部・病院事業部）

大規模な地震・津波災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフ

ラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から、市、県及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1 災害時における医療救護体制の整備

(1) 体制整備の基本的考え方

- ① 市は、平素から災害における情報の収集及び連絡体制の整備に努める。
- ② 市は、平素から機会あるごとに、救急（災害）医療に関係する諸機関・団体等の連携強化に努める。
- ③ 市は、小学校単位等を配慮し、行政区ごとの救護体制の整備を図る。
- ④ 市内全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。
- ⑤ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ⑥ 市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 医療救護体制の整備

- ① 市は、日赤市支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体に対して、あらかじめ災害時における医療救護体制、特に緊急派遣が可能な医療救護班等の編成状況等の把握に努める。
- ② 病院事業部にあつては、あらかじめ各病院ごとの職員による医療救護班等を編成しておく。
- ③ 医師会は、指定地方公共機関として医療救護体制を整備する。
- ④ 各機関、団体は災害に備え医療救護班の派遣訓練を行う。また、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷など震災で多発する重篤救急患者の対応研修を実施する。

2 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

- (1) 市は、災害時における救急患者及び医療救護活動従事者のため、平時から陸路、海路、空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。
- (2) 市は、前項の搬送を円滑に進めるため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等緊急輸送に関係する機関と搬送に関する実動訓練等を実施するなど連携を図る。

3 災害時における医療ボランティアとの連携

市は、災害時において医療ボランティアの確保、受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、平時から医療ボランティアの把握に努め、受け入れ態勢の確立に努めるものとする。

4 災害時における医薬品及び歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給対策

市は、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び伝達のため、各種団体と連絡網を整備するものとする。

5 災害時における後方支援体制の確保

市は、被災地域内の医療活動で、対処することが困難な規模の災害が発生した場合における災害時救急医療を確保するため、市内医療関係団体における支援体制の確立に努めるものとする。

6 防疫体制の整備

(1) 講習会、研修会等の実施

市は知事と連携を図り、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

- ① 市は県と連携を図り、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。
 - ② 市は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。
- (3) 近隣市町村との応援体制
市は、あらかじめ災害時における近隣市町村との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。

7 職員の安全確保

医療救護活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な医療救護活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、医療救護機能の強化を図るものとする。

第22節 災害ボランティア計画（健康福祉部・社会福祉協議会）

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる支援活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合うしくみづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、市、県及び関係機関の連携のもと、平時から以下の事業を積極的に推進することで体制の整備を図る。

1 地域福祉の推進

市は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握、災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

また、市や市社協は、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組みを進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

2 関係機関との協働体制の構築

市や市社協等は、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市社協との連携が円滑になされるよう、平時から市社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3 災害ボランティアの養成・登録、体制整備

NPO等のボランティア団体ネットワーク、県社協及び市社協は、被災者を支援する

ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

(1) 養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県社協及び市社協は、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

また、市社協は、市と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

市社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

(2) 体制整備

県社協は、災害時に市社協又は複数の市社協で設置する被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」という）による一般ボランティアなどの受入れが円滑に進むよう、平時から被災地センターの運営を想定した体制の整備に向けて市社協を支援する。また、一般ボランティアが十分活動できるようニーズの把握や被災地センター間のボランティアの過不足調整の仕組みの構築に努める。

市社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

4 ボランティアの受入体制の整備

県社協は、大規模な災害発生時に県内外から訪れるボランティアが円滑に活動できるように、平時から県内外の社協やNPO等のボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。市社協においても同様に、平時から他市社協やNPO等のボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、県や市、県社協や市社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

5 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第23節 防災関係機関等における業務継続計画（全部局、防災関係機関等）

県、市及び防災関係機関は、大規模災害発生時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、県及び、市は災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第24節 受援計画（全部局、防災関係機関）

1 受援計画の策定

県、市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定にあたっては、県及び市において次の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

(1) 総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

(ア) 受援組織の設置

(イ) 受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

(2) 人的支援

ア 受援対象業務の整理

(ア) 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員含む）が行う業務の明確化

(イ) タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理

(ウ) 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

(3) 物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入れに必要な人員・資機材の確保等受入れ体制

2 応援団体との連携

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務ス

ペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

市は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

市は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第 25 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応計画（総務部・関係機関）

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード 8～9 クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70～80%とされており、大規模な地震・津波が発生すれば、本市においても、広域な範囲で被害が想定されている。

南海トラフで発生する大規模地震には 1944 年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約 2 年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854 年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約 32 時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。

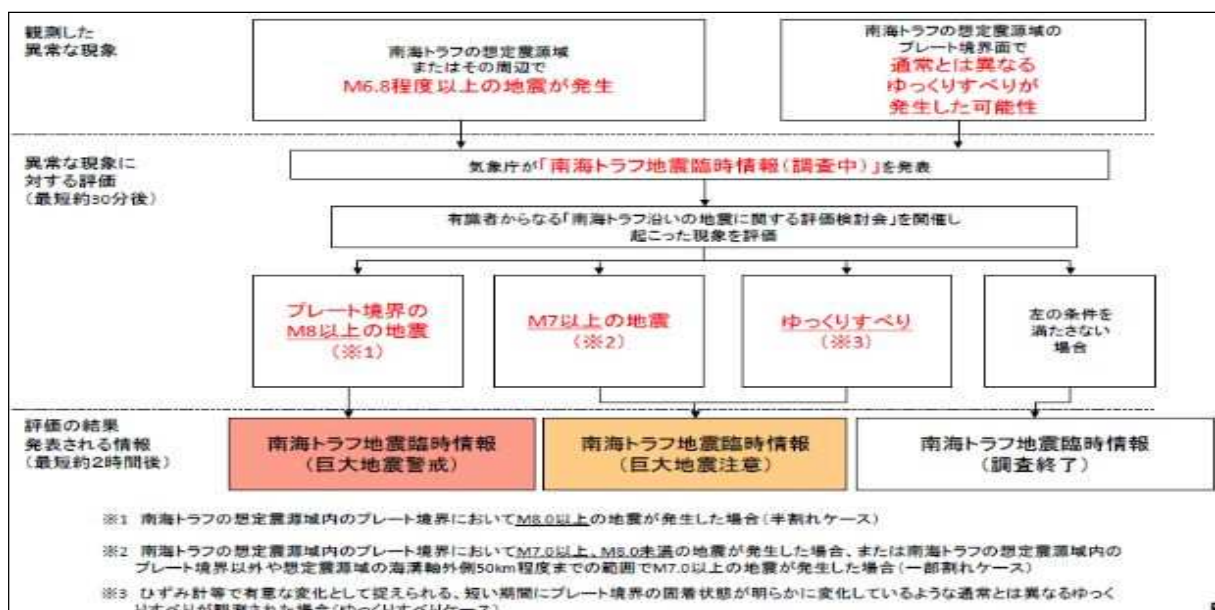
南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが（1707 年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した）、東側だけで大規模地震が発生した際、本県においても次の大規模地震に備えることが重要である。

1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



2 南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1) 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は次の事項を含むものとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震・津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育・広報

県は、市町村と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は次のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震・津波に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

3 相談窓口の設置

県及び市は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

4 防災訓練

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を次のとおり実施するものとする。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された市は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

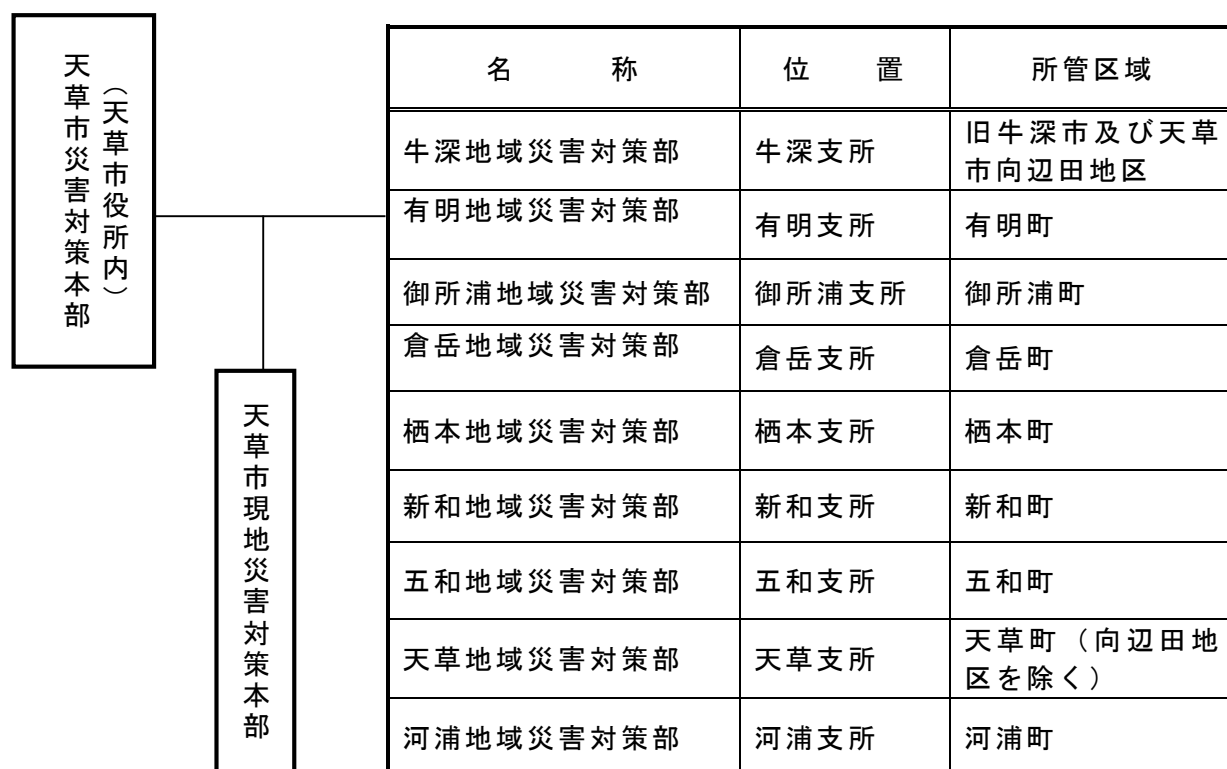
(2) 防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画（各部局、消防団、消防本部）

1 天草市災害対策本部等の組織及び編成

本市の地域に大規模な地震・津波が発生し又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、基本法第23条及び23条の2に基づき災害対策本部を設置し、組織及び編成は、「天草市災害対策本部条例」及び「天草市災害対策本部条例施行規則」等の定めるところによる。



(1) 設置基準

① 天草市災害対策本部

ア 市内で震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置）

イ 市内で大津波警報が発表された場合（自動設置）

ウ 災害が発生し又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合

エ 前記のほか、激甚災害等で特に応急対策を実施する必要があると市長が認める場合

オ 本部が設置された場合には、「第1非常体制」（P62参照）の職員の待機体制をとるものとする。

カ 災害対策本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

Ⅰ 本庁舎 Ⅱ 天草市民センター Ⅲ 五和支所 Ⅳ 新和支所

② 現地災害対策本部

ア 災害地が災害対策本部から遠隔地の場合。

イ 本部と地域災害対策部との通信連絡等が円滑に行えない場合。

ウ 前記のほか、特に市長が必要であると認めるとき。

③ 地域災害対策部

ア 支所の所管区域内で、震度 5 強以上の地震が発生した場合（自動設置）

イ 支所の所管区域内で大津波警報が発表された場合（自動設置）

ウ 市災害対策本部が設置を指示した場合

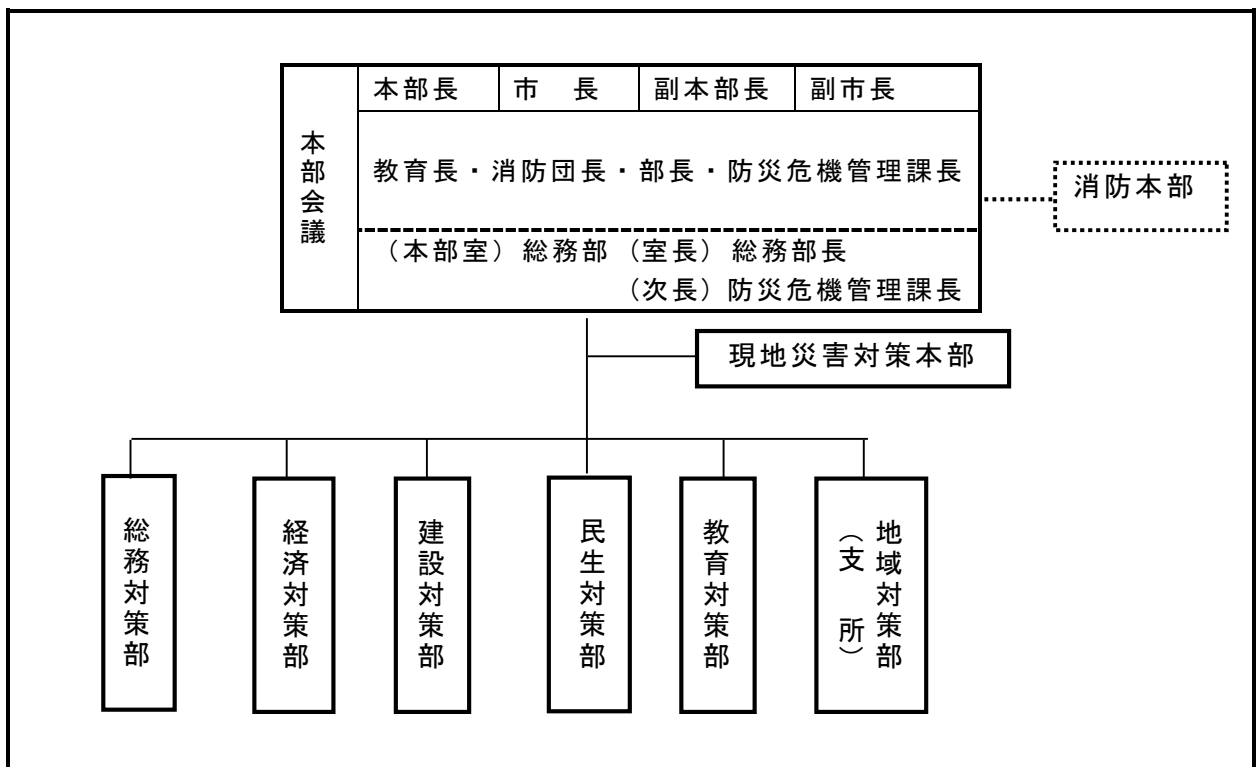
エ 支所の所管区域内に大規模な災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあるときは、支所長は、速やかに災害対策本部長に報告するとともに、設置についての指示を仰ぐものとする。

(2) 廃止基準

① 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。

② 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

(3) 災害対策本部の組織と編成



(4) 協議事項

① 本部会議の協議事項

ア 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項

イ 自衛隊等の派遣要請に関する事項

ウ 災害救助法の発動に関する事項

エ その他の重要事項

② 本部室の所掌事務

ア 本部会議に関する事項

イ 災害情報の収集及び伝達に関する事項

ウ 被害状況等の報告及び公表に関する事項

エ 各対策部及び各関係機関との連絡調整に関する事項

オ 自衛隊等の派遣要請に関する事項

カ 災害応急措置の業務命令に関する事項

キ その他本部長の指示する事項

(5) 対策部

- ① 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは本部に対策部を置く。
- ② 対策部に対策部長、対策副部長、班長、部員を置く。
- ③ 対策部長には、部長及び支所長をもって充て、対策副部長には、部長、水道局長及び課長をもって充て、班長には課長等をもって充て、部員は関係部課等に所属する職員をもって充てる。
- ④ 各対策部は、必要な対策部を設置したときは、その内容を総務対策部長に合議するものとし、総務対策部長はこれに基づく必要な措置をとるものとする。
- ⑤ 本部長が、災害対策上特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。
- ⑥ 各対策部の職員分掌事務については、一般災害対策編第3章第1節(P57~58)に準じるものとする。

(6) 指揮系統

- ① 市内で震度5強以上の大規模地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合、市長の指揮により直ちに災害対策本部の設置等災害応急対策の活動体制を整えるものとする。
- ② 市長に事故があった場合は、副市長、総務部長の順位で指揮を執るものとする。

2 非常（緊急）災害現地対策本部との連携

市災害対策本部は、国又は県が非常（緊急）災害対策本部を設置したときは、それぞれの当該現地災害対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

3 関係機関等との連携

市は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じ、市災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、防災関係機関及び学識経験者の参加を求めるものとする。

4 災害対策本部室等のスペース確保

市は、国、県、他市町、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配置図等について、マニュアル等に定めるものとする。

なお、本庁舎が被災し、使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらかじめ選定（確保）する。

5 災害対策本部運営要領等の作成

市は、災害等の発生又は発生の恐れがあり、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応をとりまとめた災害対策本部運営要領等（災害警戒本部・災害対策本部行動マニュアルなど）を作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

第2節 職員配置計画（各部局）

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、配置方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

1 業務継続性の確保

市は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むも

のとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制
(安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時預かり等を含む)
- (4) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電力（非常用電源装置及び燃料を含む。）の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2 組織の体制

地震・津波による災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、次の措置を行う。

(1) 職員の配置

- ① 地震発生による災害が予想され、これに関する情報が発表された場合
総務部長は、必要に応じ関係部課長及び支所長を招集し、情報を検討のうえ職員を配置し情報の収集にあたらせるものとする。
- ② 第1警戒体制
市内で震度4の地震が発生した場合は、次のような体制をとるものとする。

第1警戒体制	震度状況	・ 震度4の地震が発生したとき	
	待機体制	本 庁	総務部 4名以上 建設部・経済部 各2名以上
		支 所	各1名以上

ア 防災危機管理課職員は、必要に応じて被害情報等を関係各部課等へ連絡するものとする。

なお、各支所等においては、それぞれの地域条件等を考慮して実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。

イ 初動期における道路情報及びダム、海岸保全施設、感潮区域に係る堤防及び砂防施設等施設の状況の把握は極めて重要であるので、関係各課の職員並びに関係支所の関係職員による調査体制を整備し、市管理の道路、河川及び海岸関係施設の緊急調査を行い、地震情報を収集するものとする。

③ 第2警戒体制

市内で震度5弱の地震が発生した場合は、直ちに災害情報を収集できる体制及び関係課職員による警戒体制をとるものとする。

第2警戒体制 (災害警戒本部設置)	震度等	・ 津波注意報又は津波警報が発表されたとき ・ 震度5弱の地震が発生したとき (自動設置)	
	待機体制	本 庁	総務部 8名以上 他部局 各2名以上
		支 所	各3名以上

ア 勤務時間外に市内で震度5弱の地震発生発表をテレビ、ラジオ等で確認したときは、関係職員は直ちに自主登庁するものとする。

なお、職員が登庁していない課等については、防災危機管理課職員が連絡を

行い警戒体制を整えるものとする。

イ 関係課においては、職員の参集に遺漏がないようあらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

ウ 各支所においては、市本庁における職員配置に準じて情報の収集及び伝達体制等を整えるものとする。

④ 第1非常体制

市内で震度5強の地震が発生、または津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表された場合は、直ちに市長の指示により災害対策本部を設置する。

	震度等	・震度5強の地震が発生したとき（自動設置） ・大津波警報が発表されたとき（自動設置）	
	待機体制	本庁	総務部 18名以上 他部局各課室・出先機関 各3名以上
		支所	各5名以上

ア 勤務時間外に市内で震度5強以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、関係職員は直ちに自主登庁するものとする。

イ 関係課においては、職員の参集に遺漏がないようあらかじめ職員の参集系統、参集順位、連絡方法等について具体的に計画しておくものとする。

ウ 各支所においては、市本庁における職員配置に準じて情報の収集及び伝達体制等を整えるものとする。

⑤ 第2非常体制

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員全員が対応するものとし、直ちに市長の指示により災害対策本部を設置する。

第2非常体制 (災害対策本部設置)	震度等	・震度6弱以上の地震が発生したとき (自動設置)
	待機体制	全職員

勤務時間外に市内で震度6弱以上の地震をテレビ、ラジオ等で確認した場合、職員は直ちに自主登庁するものとする。

ただし、道路の遮断や公共交通機関等の不通により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、最寄りの市関係機関に出向き、応急活動に従事するものとする。

さらに、登庁が確認できない、連絡が取れない職員については、所属より電話・メール・SNS等を活用し、安否確認を行うものとする。

なお、支所における参集職員が少なく、応急活動に支障が生じるおそれがあると認められるときは、本庁において人員調整を行う。

⑥ 職員配置体制の長期化

職員の配置体制が長期化した場合は、災害の状況や所属の人員・体制等を踏まえ、課等の長の判断において、災害対応に支障のない範囲で、夜間や週休日における自宅待機など柔軟な体制をとることができるものとする。

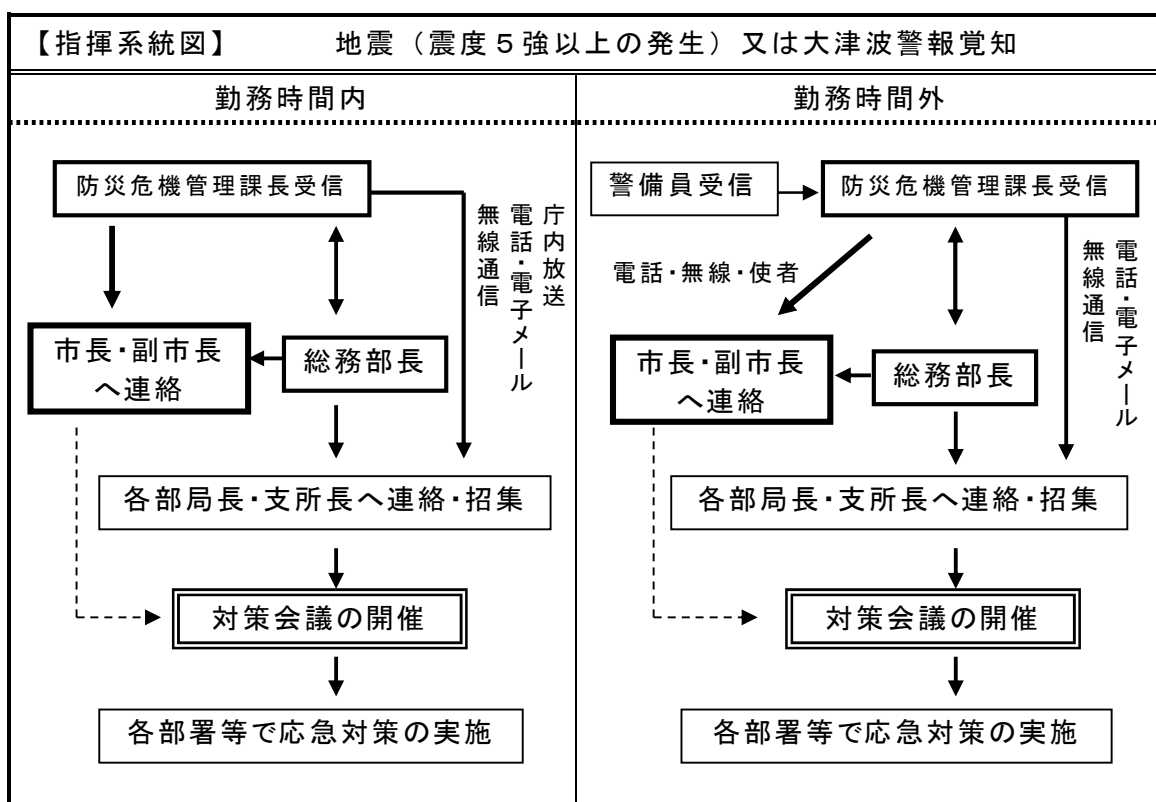
(2) 職員の連絡系統（下記指揮系統図のとおり）

① 市内で震度5強以上の大規模地震が発生した場合、防災危機管理課長は、直ちに市長、副市長に連絡を行い、必要な指示を受けるものとする。

また、各部長・支所長等にも速やかに連絡する。

② 職員の招集連絡に当たっては、最も迅速かつ的確な方法（電話・電子メール等）により各部・課長等及び支所長が所属職員を招集するものとする。

- ③ 指揮系統に属する者は、在籍公所を離れる場合は携帯電話を所持するなど、常に連絡が取れるようにしておく。
- ④ 電話回線途絶等により連絡不能な場合、防災危機管理課長は、無線、使者の派遣等により市長に連絡するものとする。



* 震度5弱以下でも被害が甚大であると認められる場合も同様とする。

(3) 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部長は本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

3 職員の応援

市長は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、各部課等及び各支所に所属する職員を、他の部課等及び支所に派遣することを指示するものとする。

4 被災市町村等への職員派遣

市は、本市以外の地域で大規模な災害発生した場合、熊本県災害対策本部、被災市町村災害対策本部からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のための職員の派遣を検討する。

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するとともに、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等も考慮するものとする。

また、被災市町村等への応援職員の派遣は、本市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

5 職員の安全確認・健康管理等

市は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大によ

る精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害発生直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 災害警備計画（関係機関）

大規模地震による災害が発生するおそれ、又は発生した場合において、住民の生命・身体及び財産の保護、被災地の公安及び秩序を維持するとともに、災害の拡大を防止するため、警察その他の機関及び市民と協力して、住民の避難誘導、犯罪の防止、交通規制等の応急措置の活動を行う。

第4節 応援要請計画（各部局）

県、市等の関係機関は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1 応援要求

(1) 他の市町村長への応援要求

市長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めるものとする。

この場合において、市長は、応援に従事する者に対し、応急措置の実施についての指揮を執るものとする。

なお、応援のために要した費用（交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等の物品費用等）については、市が負担するものとする。

(2) 県知事等に対する応援要求

市は、当該地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。

- ・被災建築物応急危険度判定支援要請
- ・被災宅地危険度判定支援要請 など

なお、応援、又は応急措置のために要した費用については、市が負担するものとする。

2 関係機関との相互連絡

(1) 関係機関の職員の派遣要請

市長等は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

このうち、職員の派遣については、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し要請し、あるいは県知事に対し指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。

なお、当該要請又は斡旋に当たっては、次の事項を明示するものとする。

- ① 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
- ② 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他の職員の派遣について必要な事項

また、県又は他の市町村への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県又は他の市町村と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

(2) 市の受け入れ体制

災害応急対策又は災害復旧のため職員の派遣を受けた際の取り扱いは、地方自治法第 252 条の 17 及び基本法第 32 条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受け入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

(3) 災害派遣手当

災害派遣手当は、基本法第 32 条の規定により支給する。

(4) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

国からの派遣職員には基本法施行令第 18 条の規定、県からの派遣職員には地方自治法第 252 条の 17 第 3 項の規定によるものとする。

(5) 防災会議構成機関（関係機関）

大規模地震発生時には、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には緊密な連携と適切な応援協力を図るものとする。

(6) 「熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市長は、地震により被災した場合、天草市単独では十分な応急の復旧対策ができないと判断したときは、「熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定（平成 15 年 7 月 23 日協定）」及び「熊本県都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、次の要請を行うものとする。

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ⑤ その他、特に市長が必要と判断した事項

(7) 熊本縣市町村消防相互応援

市長は、必要があると認めるときは、「熊本縣市町村消防相互応援協定」及び「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき、天草広域連合消防本部以外の消防機関に対して応援要請を行うものとする。

3 緊急消防援助隊要請要領

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときには、速やかに天草広域連合消防本部消防長と協議を行い、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

応援要請連絡票は、資料編（P 108）参照。

(2) 天草市応援等調整本部

① 市長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、天草市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて天草市応援等調整本部を設置するものとする。

② 応援等調整本部の構成員は、市長又はその委任を受けたもの、天草市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員又は県内広域応援消防隊の代表とし、市長又はその委任を受けたものを本部長とする。

この場合、当該調整本部は消防庁、後方支援本部と連携し、次の事項をつかさどるものとする。

ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること

イ 関係機関との連絡調整に関すること

ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること

エ その他の必要な事項に関すること

※ 緊急消防援助隊応援要請系統図は、一般災害対策編第3章第5節「応援要請計画」中の系統図を参照のこと。

(3) 熊本県応援等調整本部への派遣

天草市を含む複数の市町村が被災を受け、熊本県応援等調整本部が設置された場合は、市長が指定する職員を熊本県へ派遣するものとする。

4 相互応援の強化

市は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等により同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、市は、必要に応じて、被災地に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

5 複合災害に係る応援要請

市、関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの応援を早期に要請することも定めておくものとする。

6 応援・受援体制の整備

県、市、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第5節 自衛隊災害派遣要請・要求計画（総務部）

本計画は、天災地変その他の災害に対し、生命・財産の保護のため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

市長にあっては、基本法第68条の2に基づき、知事に派遣要求できない旨及び災害の状況の通知ができる。

1 災害派遣要請基準

市長は、天災地変その他の災害に際して生命・財産の保護のため、必要があると認める

ときは災害派遣を要請する。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意する。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、生命・財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。

(2) 緊急性

さし迫った必要性がある。

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

2 災害派遣要請要領

市長が自衛隊派遣の必要を認めるときは、次の事項を明確にして、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請を行うよう知事(天草広域本部経由)に対して要請する。

派遣要請の様式は、資料編 (P 107) のとおりとする。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由

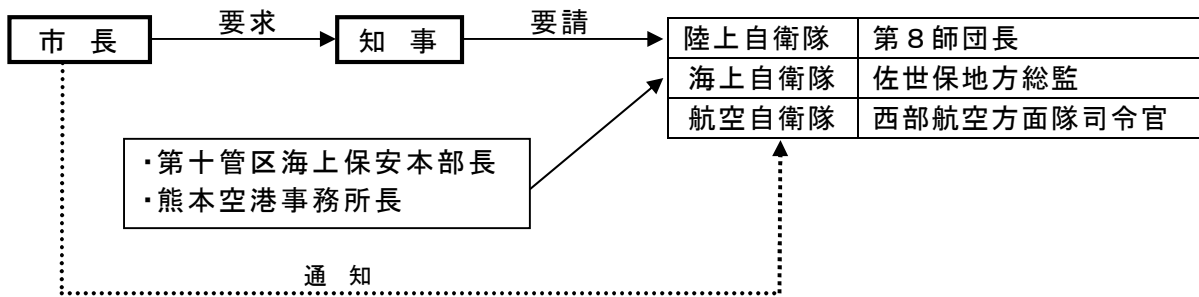
(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

(4) 派遣を希望する区域及び活動内容

(5) 連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等、参考となるべき事項

【要請・要求系統図】



3 自衛隊に要請する活動内容

災害派遣要請において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助 : 行方不明者の捜索
- (2) 消火活動 : 林野火災等に対し、航空機等による消火
- (3) 水防活動 : 土のう作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送 : 車両及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開 : 応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫 : 応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動 : 水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食 : 炊事車による炊飯(温食)
- (9) 宿泊活動 : 天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動 : 公園及びグラウンド等の野外における応急風呂の開設

4 災害派遣部隊の受入れ措置

自衛隊派遣部隊の受入れに当たっては、市長は自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう留意するとともに、次に掲げるところにより処理する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設の便宜を与えること。
- (2) 自衛隊の任務を十分理解し、応急対策後の復旧工事等については、別途依頼する。
- (3) 自衛隊の作業に対し、地域住民の積極的な協力が得られるようにする。
- (4) 災害地における作業に関しては、自衛隊指揮者と十分協議して決定する。

5 使用機材の準備

自衛隊派遣に際し、機材の準備については、次のとおりとする。

- (1) 災害救助又は復旧作業等に使用する機械器具類は、派遣部隊の携行する機械器具類を除き、市において準備するものとする。
- (2) 災害救助又は復旧作業等に使用する材料及び消耗品類は、全て市において準備するものとし、不足するものについては、派遣部隊が携行する材料及び消耗品類を使用するものとする。ただし、派遣部隊携行の使用材料及び消耗品類は全て市に譲り渡されるものでなく、市は、災害の程度、その他事情に応じてできる限り返品又は弁償しなければならない。

6 経費の負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは市の負担とする。

- (1) 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置し、電話の施設費及び当該電話による通話料等
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料
- (4) 活動のため現地で調達した資材等の費用

第6節 地震・津波情報伝達計画（総務部、県、熊本地方気象台）

市、県、熊本地方気象台及び防災関係機関は、地震・津波災害の防止を図るため、地震・津波発生時に迅速かつ適切な情報伝達を行う体制の整備を図るものとする。

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他22市村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他5町村
	熊本県天草・芦北	天草市他5市村
	熊本県球磨	人吉市他9町村

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

2 大津波警報・津波警報・津波注意報

- (1) 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波

予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

県及び市は、住民等及び地方公共団体職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）（中略）伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
 - ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
 - ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
 - ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。
- (2) 津波警報等の発表並びに解除は例文③の通知形式で構成され、津波警報等の種類、発表基準及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

① 津波注意報・大津波警報・警報

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m 5m<予想高さ≤10m		
		5m 3m<予想高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<予想高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m<予想高さ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

② 津波予報区

全国には66の津波予報区があり、天草市は有明・八代海と熊本県天草灘沿岸に属する。

津波予報区	区 域
有明・八代海	熊本県（天草市の牛深支所、五和支所、天草支所、河浦支所の管轄地域及び苓北町を除く。） 福岡県（有明海沿岸に限る） 佐賀県（有明海沿岸に限る） 長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）
熊本県天草灘沿岸	熊本県（天草市の牛深支所、五和支所、天草支所、河浦支所の管轄地域及び苓北町に限る。）

③ 例文

【津波警報等の発表】

大津波警報・津波警報・津波注意報
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表
*****見出し*****
大津波警報・津波警報を発表しました。
ただちに避難してください。
〇〇〇〇
*****本文*****
\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<大津波警報>
\$〇〇〇〇
津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波警報>
*〇〇〇〇
津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波注意報>
〇〇〇〇
以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます。
〇〇〇〇
*****解説*****
<大津波警報>
大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
<津波警報>
津波による被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
<津波注意報>
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。
*****震源要素の速報*****
[震源、規模]
〇日〇時〇分頃地震がありました。
震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

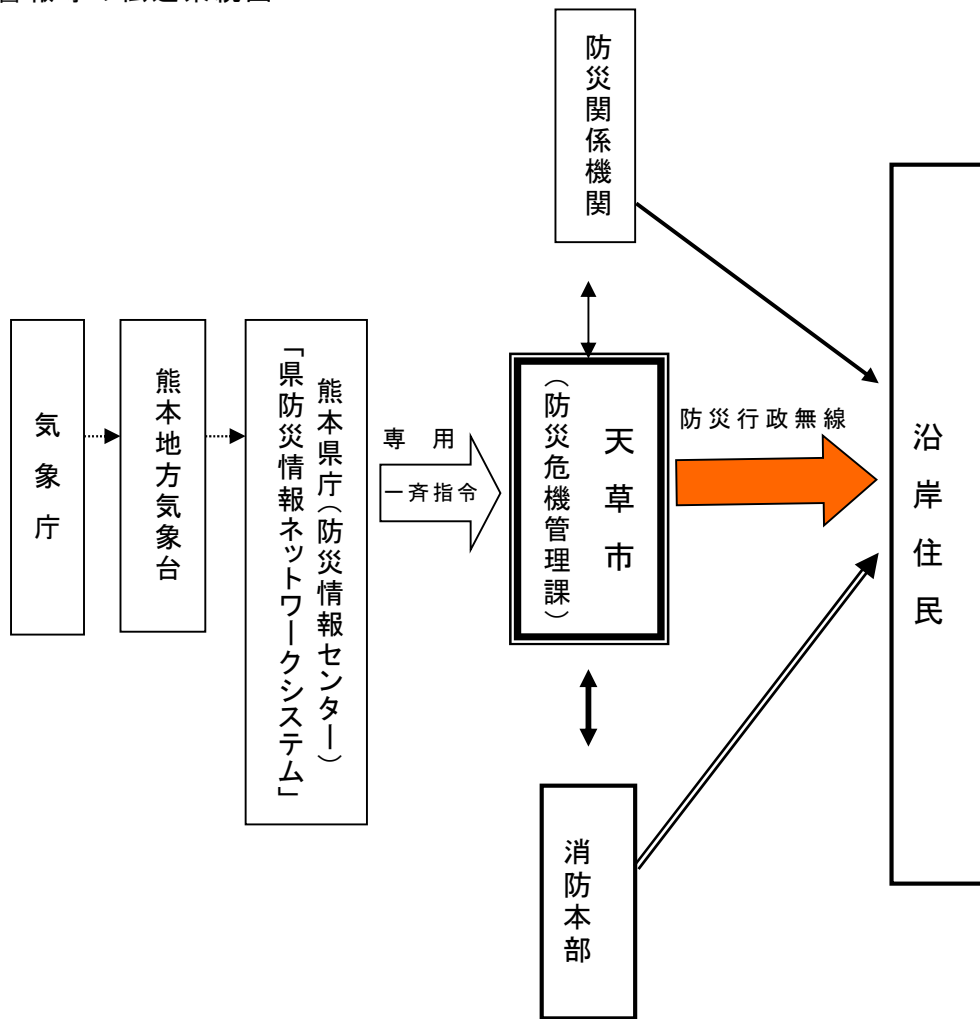
【津波警報から津波注意報に切り替え及び一部の津波予報区について解除】

大津波警報・津波警報・津波注意報
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表
*****見出し*****
津波注意報に切り替えました。
*****本文*****
大津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。
<大津波警報から津波注意報への切り替え>
〇〇〇〇
今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。
*****発表状況*****
現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。
<津波注意報>
〇〇〇〇
*****解説*****
<津波注意報>
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたり
しないようにしてください。
<津波予報（若干の海面変動）>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。
*****震源要素の速報*****
[震源、規模]
〇日〇時〇分頃地震がありました。
震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、
地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

【津波警報及び注意報を解除】

大津波警報・津波警報・津波注意報
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表
*****見出し*****
津波警報を解除しました。
*****本文*****
津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。
〇〇〇〇
今後若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。
詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください。
*****発表状況*****
現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸はありません。
*****解説*****
<津波予報（若干の海面変動）>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。
*****震源要素の速報*****
[震源、規模]
〇日〇時〇分頃地震がありました。
震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、
地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

(3) 津波警報等の伝達系統図



特別警報が発表された際には、市は住民等へ周知の措置が義務付けられている。

3 地震・津波情報の種類

(1) 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁が防災対策上必要と認めるときに、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう。

なお、この情報は、次の10種とする。

- ア「震度速報」
- イ「津波情報」
- ウ「地震情報（震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び地震回数に関する情報）」
- エ「各地の震度に関する情報」
- オ「遠地地震に関する情報」
- カ「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」
- キ「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」
- ク「津波警報に関する情報」
- ケ「沖合の津波観測に関する情報」
- コ「津波に関するその他の情報」

(2) 各種情報の例文

各種情報の例文は、次のとおりである。

① 震度速報

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 気象庁発表
令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分頃地震による強い揺れを感じました。
現在、震度3以上が観測されている地域は次のとおりです。

震度6弱	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇		
震度5強	〇〇〇〇	〇〇〇〇			
震度5弱	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
震度4	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
震度3	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

今後の情報に注意してください。

② 津波情報

ア 津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

[津波到達予想時刻・予想される津波の高さ]

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。

予報区名第1波の到達予想時刻・予想される津波の最大波の高さ

<大津波警報>

\$〇〇〇〇津波到達中と推測巨大

\$〇〇〇〇 〇日〇時〇分 巨大

<津波警報>

〇〇〇〇 〇日〇時〇分 高い

<津波注意報>

〇〇〇〇 〇日〇時〇分

警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。到達予想時刻は、予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかる場合がありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。

詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください。

[震源、規模]

きょう〇日〇時〇分頃地震がありました。

震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。

イ 津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）

津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）

令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

[各地の満潮時刻・津波到達予想時刻]

津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻は次のとおりです。

予報区名・地点名満潮時刻第1波の到達予想時刻

<大津波警報>

〇〇（津波到達が最も早い場所） 津波到達中と推測

<津波警報>

〇〇（津波到達が最も早い場所） 〇日〇時〇分

<津波注意報>

〇〇（津波到達が最も早い場所） 〇日〇時〇分

[現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸]

<大津波警報>

〇〇〇〇

<津波警報>

〇〇〇〇

<津波注意報>

〇〇〇〇

津波と満潮が重なると、津波はより高くなりますので一層厳重な警戒が必要です。

[震源、規模]

きょう〇日〇時〇分頃地震がありました。

震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。

ウ 津波情報（津波観測に関する情報）

津波情報（津波観測に関する情報）

令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表

[各地の検潮所で観測した津波の観測地]

〇日〇時〇分現在の、津波の観測地をお知らせします。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。

+印は現在潮位が上昇中であることを表します。

〇〇

第1波到達時刻#〇日〇時〇分押し

これまでの最大波 #観測中

津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達しているおそれがあります。

今後、津波の高さは更に高くなることも考えられます。

[現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸]

<大津波警報>

〇〇〇〇

<津波警報>

〇〇〇〇

<津波注意報>

〇〇〇〇

これら以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください。

[震源、規模]

きょう〇日〇時〇分頃地震がありました。

震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

エ 津波情報（津波に関するその他の情報）

若干の海面変動の可能性がある地震が発生した場合

大津波警報・津波警報・津波注意報
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表
*****見出し*****
津波予報（若干の海面変動）をお知らせします。
*****本文*****
若干の海面変動が予想される沿岸は次のとおりです。
<大津波警報>
\$〇〇〇〇
津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波予報（若干の海面変動）>
〇〇〇〇
これらの沿岸では今後 2、3 時間程度は若干の海面変動が継続する可能性が高いと考えられます。
*****解説*****
<津波予報（若干の海面変動）>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。
*****震源要素の速報*****
[震源、規模]
〇日〇時〇分頃地震がありました。
震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

オ 津波情報（沖合の津波観測に関する情報）

津波情報（沖合の津波観測に関する情報）
令和〇年〇月〇日〇時〇分気象庁発表
高い津波を沖合で観測しました。
〇〇〇〇沖〇km
[沖合で観測した津波の観測地]
〇日〇時〇分現在、沖合の観測地は次のとおりです。
#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
+印は現在潮位が上昇中であることを表します。
沖合での観測地であり、沿岸では津波はさらに高くなります。
〇〇〇〇
第1波到達時刻〇日〇時〇分押し
これまでの最大波〇日〇時〇分1. 〇m
[沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ]
沿岸での津波到達時刻および津波の高さは以下のとおりと推定されます。
\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
#印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
早いところでは、すでに津波が到達していると推定されます。
〇〇〇〇
第1波の推定到達時刻〇日〇時〇分
これまでの最大波の推定到達時刻〇日〇時〇分
推定される津波の高さ#5m
[震源、規模]
きょう〇日〇時〇分頃地震がありました。
震源地は、〇〇〇（北緯〇度、東経〇度、〇〇の東〇km付近）で、震源の深さは約〇km、地震の規模（マグニチュード）は〇と推定されます。

③ 地震情報（震源・震度に関する情報）

ア 地震情報（震源に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 気象庁発表
 きょう〇〇日〇〇時〇〇分頃地震がありました。
 震源地は〇〇〇〇地方（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度）で、震源の深さは、
 約〇〇〇k m、地震の規模（マグニチュード）は、〇. 〇と推定されます。
 この地震による津波の心配はありません。

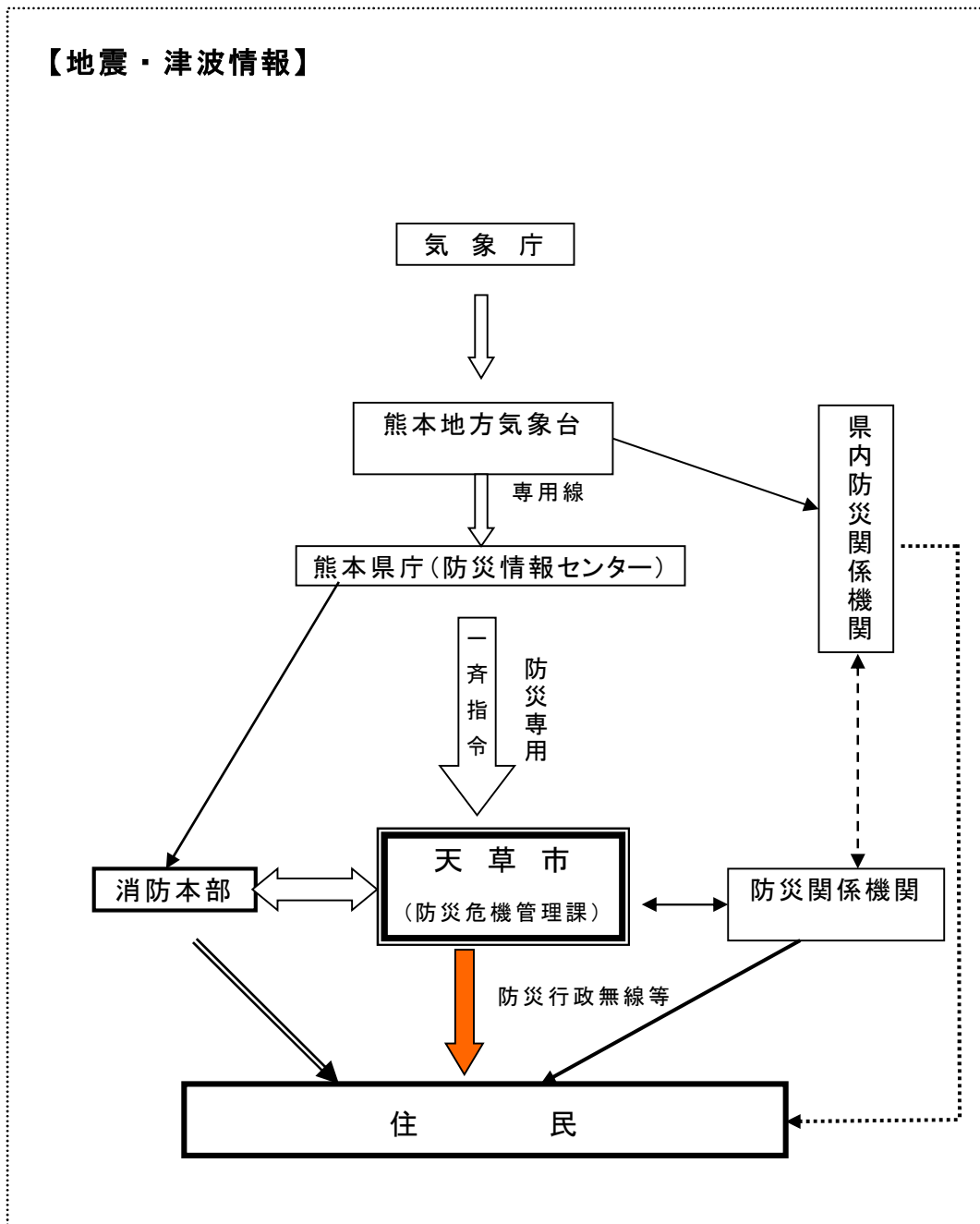
イ 地震情報（震源・震度に関する情報）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 気象庁発表
 きょう〇〇日 〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
 震源地は〇〇〇〇（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇. 〇度）で、震源の深さは約〇〇
 〇k m、地震の規模（マグニチュード）は、〇. 〇と推定されます。
 【震度3以上が観測された地域】
 震度6弱 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度5強 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度5弱 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度4 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度3 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 【震度5弱以上が観測された市町村】
 震度6弱 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
 震度5強 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
 震度5弱 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
 情報 第〇〇号

④ 各地の震度に関する情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 熊本地方気象台発表
 きょう〇〇日〇〇時〇〇分ころ地震がありました。
 震源地は、〇〇〇（北緯〇〇. 〇度、東経〇〇〇. 〇度）で、震源の深さは約〇
 〇k m、地震の規模（マグニチュード）は、〇. 〇と推定されます。
 各地の震度は次のとおりです。
 なお、*印は気象庁以外の震度観測点についての情報です。
 熊本県 震度6弱 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度5強 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度5弱 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度4 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度3 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度2 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 震度1 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 【震度5弱以上と考えられるが現在震度を入手していない観測点】
 〇〇〇〇 〇〇〇〇
 この地震による津波の心配はありません。

(3) 地震・津波情報の伝達系統図



特別警報が発表された際には、市は住民等へ周知の措置が義務付けられている。

(4) 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この〔気象庁震度階級関連解説表〕は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- ① 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- ② 震度が同じであっても、対象となる建物、建造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が計測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- ③ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。
また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- ④ 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- ⑤ この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。
今後、新しい事例が得られたり、建物、建造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

【気象庁震度階級関連解説表】

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造家屋	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
-0.5	0	人は揺れを感じない。						
-1.5	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。					
-2.5	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目を見ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
-3.5	3	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目を見ます。	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てることがある。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて揺れに気づく人がいる。				
-4.5	4	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないアロック扉が倒れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。主に水道管の被害が発生し、断水することがある。[「停電する家庭もある。」]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。
-5.0	5弱	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちること。テレビが台から落ちることがある。外など重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないアロック扉の多くが崩れる。売場が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[「一部の地域でガス、水道の供給が停止することもある。」]	山地で落石、小さな崩落が生じることがある。
-5.5	5強	立つていない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなることが多い。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が開かなくなることが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い建物では、転倒するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破損するものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管の地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
-6.0	6弱	立つていないと動くことができず、揺れないと動かない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が開かなくなることが多い。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないアロック扉のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、転倒するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の排水施設に被害が発生することがある。[「一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することもある。」]	
-6.5	6強	揺れに翻ろうされ自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているアロック扉も破損するものがある。	耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも傾いたり、大きく破損するものがある。	[「広い地域で電氣、ガス、水道の供給が停止する。」]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ライフラインの [] 内の事項は、電氣、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである

4 震度情報の収集

市は大規模地震発生時には、直ちに気象庁や県などが提供する震度情報を把握し、被災状況の予測等を行い、災害発生直後の迅速な初動体制の確立を図るものとする。

5 予報等伝達責任者

市は、地震及び津波に関する情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、本庁のみならず各支所及び市の出先機関は、次の基準によって情報伝達に関する責任者を定めておくものとする。

- (1) 本 庁 : 防災危機管理課 1名
- (2) 各 支 所 : 防災担当課 1名
- (3) 市の出先機関 : 1名

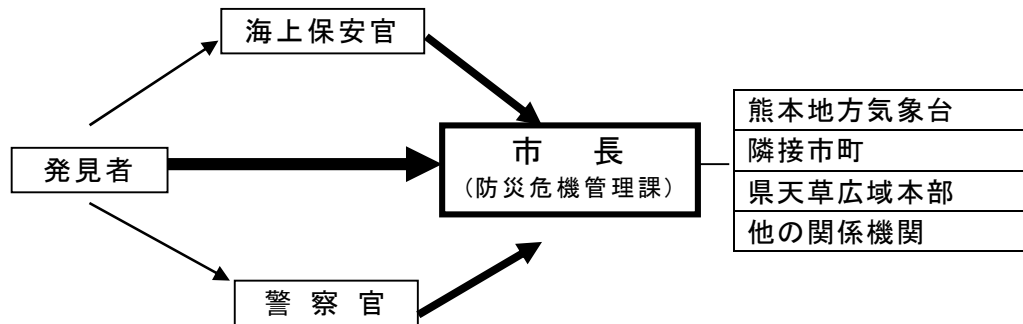
6 異常現象発見時における措置

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により市長又は警察官、若しくは海上保安官に通報するものとする。(基本法第54条)

この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は熊本地方気象台、県、その他関係機関等に通報しなければならない。

(2) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

① 系統



② 通報の方法

市長から熊本地方気象台、県又は関係機関等に対する通報は、文書によることが好ましいが、状況により電話又は電報によっても差し支えないこととする。

(3) 定義

ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

地震に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	(7) 火山地域での地震の多発 (イ) 火山地域での鳴動の発生 (ウ) 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 (エ) 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 (オ) 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 〔湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等〕 (カ) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等 (キ) 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化 〔量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等〕
	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻繁する有感地震

第7節 災害情報収集・伝達計画（総務部、関係機関）

大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

1 実施責任者

(1) 県

知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、その概要を県防災会議の委員の属する機関に通報し、速やかに国等関係機関に報告するものとする。

(2) 防災関係機関等

市内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害情報等の収集を行うとともに、大臣、知事、その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(3) 市

市長は、管内の被害情報等を収集し、知事、その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、知事への報告に当たっては初動期は直接県本庁に報告するものとし、知事からの指示に基づき天草広域本部を経由して報告する体制に移行するものとする。

ただし、通信等の途絶により、市長が知事（県本庁又は天草広域本部）に報告することができないときは、直接、消防庁長官に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第速やかに知事に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の一部が改正され、地震が発生し、市の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、市長が直接、消防庁長官に対して報告するものとする。（平成 12 年 11 月 22 日付消防災第 98 号・消防情第 125 号消防庁長官による）

2 被害報告取扱責任者

市長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、防災危機管理課職員 1 名、また報道機関への報告責任者として秘書課員 1 名を、あらかじめ被害報告取扱責任者として定めておくものとする。

3 防災情報共有システムの活用

市は、災害予防、災害応急活動の中核拠点として防災危機管理課内で、災害時の迅速かつ的確な対応に努めるものとする。

また、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS 等のデータを活用した情報収集についても検討を行うものとする。

なお、市は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、単に「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

テレビ、ラジオ等の報道機関は、住民への迅速な防災情報を提供するため、Lアラートの登録及び利活用に努めるものとする。

なお、平時から県、市、関係機関は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るものとする。

4 被害等の調査・報告

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

(1) 総合的な状況の調査・報告

災害の当初においては、次に掲げる情報の収集に努め、初期の段階では具体的な被害状況によらず、119 番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概略的な情報で足りるものとする。

ただし、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。

なお、報告は、資料編（P 100 様式第 1 号）によるものとする。

① 情報の収集内容

- ア 人的被害（行方不明者の数を含む）
- イ 火災の発生状況
- ウ 住家の被災状況

- エ 住民の行動・避難状況
- オ 津波・土砂災害等の発生状況
- カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- キ 孤立集落の発生状況
- ク 医療救護関係情報
- ケ その他市の業務継続に必要な情報

② 報告等の種別

災害の報告は、災害情報、被害状況報告（速報・確定）、住民避難等報告、災害年報とするが、至急の場合はその様式にこだわらないものとする。

資料編（P 100 ～ 105）

ア 県（天草広域本部への報告）

(7) 災害情報

災害の状況及び災害に対してとるべき措置等について、その都度報告するものとする。（様式 1 号）

(イ) 被害状況報告（速報）

災害による被害状況及び応急措置状況を一定時間（毎日 10 時及び 15 時までの 2 回）を置き報告するものとする。（様式 2 号）

(ウ) 被害状況報告（確定）

同一の災害に対する被害調査が終了したとき又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告するものとする。（様式 2 号）

(E) 住民避難等報告

住民の避難状況を一定時間を置いて報告するものとする。（様式 4 号）

(オ) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの被害状況について、4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。（様式 5 号）

イ 部門別被害状況報告

災害による被害状況及び応急措置状況を、各部門別に一定時間を置き報告するものとする。また、同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から 10 日以内に文書をもって報告するものとする。（各部門別ごとの様式による）

(2) 部門別被害状況調査の責任者及び調査担当者を、下記により定めておく。

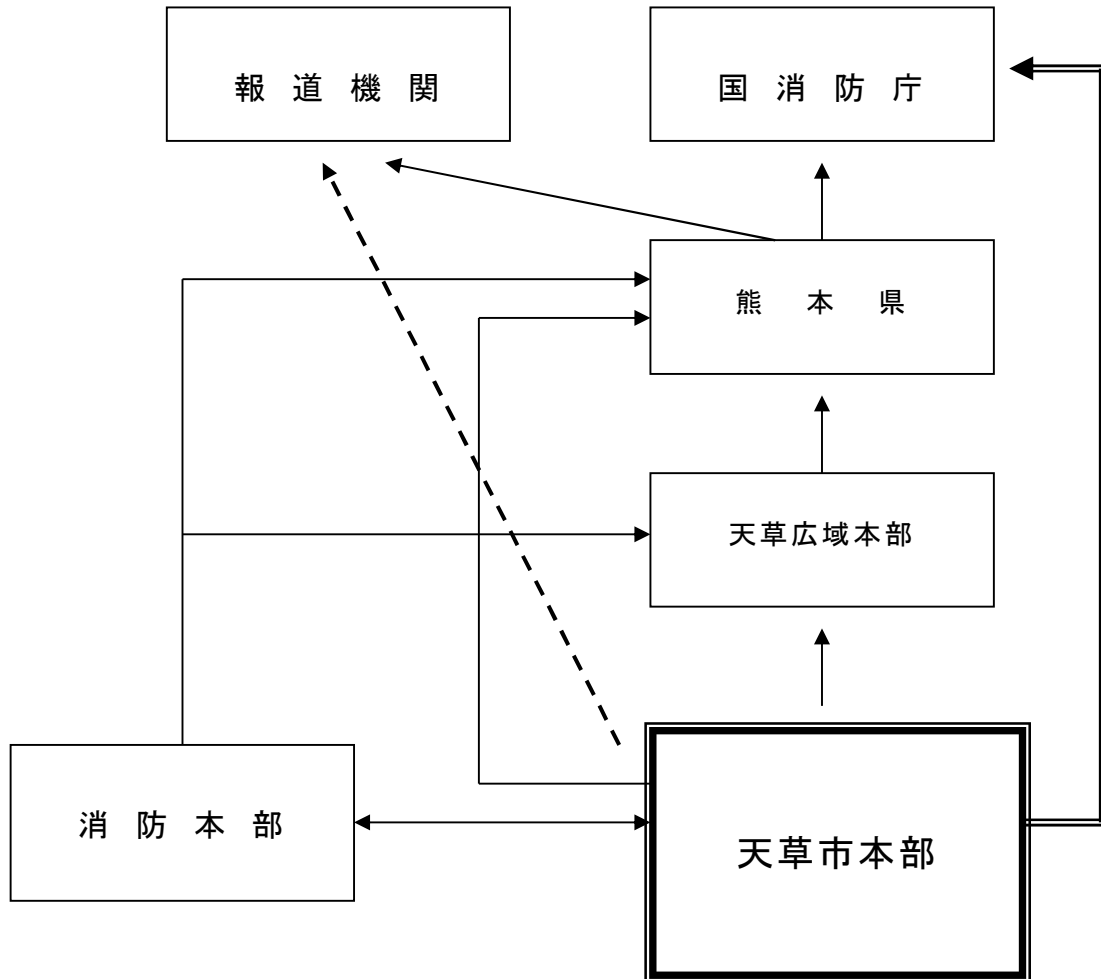
部 門	被害状況調査責任者	被害状況調査担当者
総務部関係	総務部長	総務部職員 1 名
総合政策部関係	総合政策部長	総合政策部職員 1 名
地域振興部関係	地域振興部長	地域振興部職員 1 名
健康福祉部関係	健康福祉部長	健康福祉部職員 1 名
市民生活部関係	市民生活部長	市民生活部職員 1 名
経済部関係	経済部長	経済部職員 1 名
観光文化部関係	観光文化部長	観光文化部職員 1 名
建設部関係	建設部長	建設部職員 1 名
教育部関係	教育部長	教育部職員 1 名
病院事業部関係	病院事業部長	病院事業部職員 1 名
水道局関係	水道局長	水道局職員 1 名

(3) 被害状況の調査に当たっては、連絡を密にして、調査の漏れ、重複等のないよう留意し、罹災世帯又は人員等については、現地調査のほか住民票等と照合して的確に行うものとする。

また、被害情報の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものであるため、市、県及び防災関係機関は災害が発生した場合には相互に緊密に連

携協力して相互に被害に関する情報交換を行うものとする。

(4) 情報の伝達系統



【消防庁連絡窓口】 TEL 03-5574-0119 FAX 03-5574-0190
* 防災無線 6060 FAX 6069

5 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

6 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

7 防災関係機関等の協力関係

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合には、緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

また、平時から総合防災訓練等を通じ、関係機関の情報交換体制の強化に努めるものとする。

8 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに、県(天草広域本部経由)に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

第8節 広報計画（総務部・関係機関）

県、市及び防災関係機関は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1 実施機関

災害対策基本法第50条及び第51条に規定されている災害応急対策責任者。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の連絡及び交換を行うよう努めるものとする。

3 情報等収集活動

原則として、本章第7節 災害情報収集・伝達計画による。

4 市における広報活動等

市は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

(1) 広報内容・広報の方法

① 広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。なお、行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、県は、公表に当たっては、警察及び市と連携するものとする。

ア 災害対策本部の設置

イ 災害の概況（被害の規模・状況等、余震の状況）

ウ 津波に関する情報

エ 市、消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

オ 避難指示及び避難時の留意事項

カ 電気、ガス、水道等供給の状況

キ 防疫に関する事項

ク 火災状況

ケ 医療救護所の開設状況

コ 給食・給水実施状況

サ 道路、河川等の公共施設被害状況、復旧状況

シ 住民の安否情報

ス 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況

セ 被災者支援に関する情報等

ソ 道路交通等に関する事項

タ 交通規制の状況

チ 一般的な住民生活に関する情報

ツ 社会秩序の維持及び住民生活の安定に関する事項

テ 二次災害を含む被害の防止に関する事項

ト その他必要な事項

② 広報の方法

広報の実施に当たっては情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて、次の広報手段のうち最もかつ適切な方法によるものとする。

広報手法の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

ア 市広報媒体の利用（市ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等）

イ 防災行政無線等

ウ 広報車・船舶

エ 消防団

オ 報道機関（ラジオ・テレビ・新聞等）

カ 広報紙、チラシ、ポスター、市のホームページ等

キ 指定緊急避難場所への職員の派遣

ク 自主防災組織等

ケ 携帯電話によるメールサービスの活用

コ その他状況に応じた効果的な方法

(2) 報道機関への周知について

報道機関への周知については、総務部秘書課が窓口となり、被災情報等について周知を行う。

また、事前に責任者を定めておくこととする。

5 放送機関における広報（関係機関）

放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

放送事業者は、県、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

6 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

市は、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

① 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、市ホームページ

等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

② 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

7 住民等からの問合せ対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

8 報道機関への対応

県・市は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

第9節 避難収容対策計画（総務部・健康福祉部・市民生活部・教育委員会）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合や津波に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

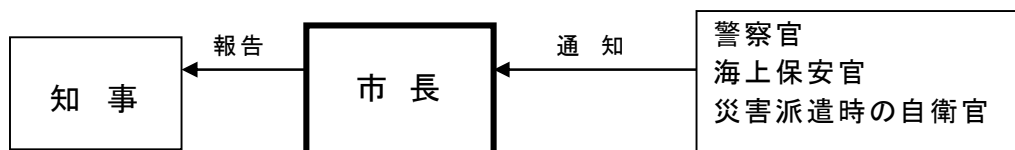
1 実施責任者

住民を災害から保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である市長を中心に、相互に連携・協調し、避難を迅速かつ安全に行うものとする。

なお、市長は、住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングでの避難を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全 災 害	市長
避難指示	全 災 害	市長(基本法第 60 条)
		警察官(基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条)
		海上保安官(基本法第 61 条)
		災害派遣時の自衛官(自衛隊法第 94 条)
	洪水災害	知事又はその命を受けた職員(水防法第 29 条)
		水防管理者(水防法第 29 条)
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員(地すべり等防止法第 25 条)
緊急安全確保	全 災 害	市長

なお、避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。



2 避難指示等の内容及び伝達方法

(1) 避難指示等の内容

市長等の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

- ① 避難が必要である状況
- ② 危険区域（要避難対象地域）
- ③ 避難対象者
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難場所
- ⑥ 避難時の注意事項

なお、市は、必要に応じて、指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

- ① 防災行政無線による伝達周知
- ② Lアラートによる伝達周知
- ③ J-A L E R Tによる伝達周知
- ④ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭および拡声器等による伝達周知
- ⑤ サイレンおよび警鐘による伝達周知
- ⑥ 広報車等による伝達周知
- ⑦ 携帯電話メールサービスによる伝達周知
- ⑧ 有線放送および電話等による伝達周知
- ⑨ 報道関係機関を通じた伝達周知

なお、電話回線の不通、停電等を想定し、防災行政無線等の非常用電源の点検整備等を行うとともに、戸別受信機の電池交換等の周知、啓発を行うものとする。

(3) 市長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

(4) 市長は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3 津波に関する避難指示等の基準

津波は 20cm から 30cm 程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合でも危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、沿岸地域に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

避難指示等の基準に関しては、「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）を参考とし、具体的な判断基準設定の考え方は、次の(1)～(2)のとおりとする。

特に、実施責任者は、避難指示等の時期を失せぬよう防災関係機関と連携をとりながら監視体制を強化するものとする。

(1) 避難指示等

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

(2) 避難指示の発令対象区域

大津波警報、津波警報、津波注意報により、発令の対象とする区域が異なる。基本的な区分は以下のとおりであり、発令区域をあらかじめ定めておく必要がある。ただし、津波は局所的に高くなる場合もあること、津波浸水域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを周知する必要がある。

① 大津波警報

最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

② 津波警報

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

③ 津波注意報

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

また、津波の高さは、予想される 1 m より局所的に高くなることも想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

4 警戒区域の設定

市長、若しくはその委任を受けた市の吏員は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じるものとする。（基本法第 63 条）

市長からの要求により警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができる。

知事は、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行するものとする。（基本法第 73 条）

5 避難の誘導

(1) 市

市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要

支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な地点には標示やなわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- ③ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。ただし、津波発生のおそれがない場合において、避難時の周囲の状況等により、避難所等への移動を行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。
- ④ 津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。
 - ア できるだけ高い建築物や高台等の指定緊急避難場所へ誘導するものとする。
 - イ 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。
 - ウ 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることをないよう適切な住民避難を行うこと。

また、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 社会福祉施設等

- ① 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、市等に報告するものとする。

また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。
- ② 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(3) 被災者の運送

市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県に対して運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への被災者の運送を要請するものとする。

なお、要請に当たっては運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日について県と協議するものとする。

6 避難所の開設及び収容

県及び救助実施市が災害救助法を適用した場合の避難所の開設及び収容等の基準の概要は次のとおりであり、救助法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容について検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

市は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等のタイムラインや役割の確認を行うものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開設を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道

路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

おって、公共施設等の管理者は、大規模災害時には住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとし、また、市町村担当部局等や誘導する場合の指定避難所等を把握しておくものとする。

(2) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(3) 収容施設等

市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、野外に仮設建物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(4) 住民への周知

市は、避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(5) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者(原則として市職員)を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(6) 避難者の把握・避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。

① 避難所開設の日時及び場所

② 箇所数及び収容人員

③ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

(7) 避難所の管理運営

ア 市は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有するNPO等との協働についても検討するものとする。

- イ 市は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- ウ 避難者は、避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、市の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。
- オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。
- カ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。
- キ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- ク 市は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性だけの世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- ケ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- コ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- サ 避難期間が長期化する場合、市及び県は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- シ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。
- ス 市は、仮設トイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるものとする。
- なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行

うものとする。

セ 市は、避難所の衛生環境に支障が生じないように、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

ソ 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

タ 市は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

7 車中避難者を含む避難所以外における被災者への対応

市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

併せて、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

8 避難行動要支援者に対する対策

(1) 安否確認、救助活動

市は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

また、避難支援計画に基づき、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

(2) 熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）の受入れ

市は、県が派遣する熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）が、指定避難所、福祉避難所等で実施する高齢者、障がい者等の要配慮者への支援活動に協力するものとする。

(3) 情報の提供

市は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人などの専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(4) 生活の支援

① 相談体制の整備

市は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

② 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

9 外国人に対する対策

県及び市は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備に努めるとともに、円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

10 教育機関等における避難対策等（教育委員会）

学校、幼稚園、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分行っておくものとする。特に学校においては、次の応急措置等を実施し、幼稚園においても学校に準じるものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

- ① 教育長は、地震・津波災害の種別、程度を速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- ② 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。
なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。
- ③ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

- ① 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。
- ② 教育長の避難の指示等に際しては、地震・津波災害種別、災害発生の時期及び場所等を考慮して、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。
- ③ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。
- ④ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。
なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

- ① 避難の誘導
学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。
なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。
- ② 避難の順位
児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。
- ③ 下校時の危険防止
学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。
ア 児童・生徒等に必要な注意を与えると同時に、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋・堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

イ 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

④ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市等設置者に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

① 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

② 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

③ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

④ 避難が長期間となる恐れがある場合は、市は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

(5) その他の留意事項

① 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

② 教育活動の再開学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

③ 避難訓練の実施

学校長は、地震・津波災害に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく市、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

④ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報および連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

⑤ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

ア 地震・津波災害に応じた避難指示等の伝達方法

イ 緊急避難場所の指定

ウ 避難順位および緊急避難場所までの誘導責任者

エ 児童生徒の携行品

オ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

カ 負傷者の救護方法

キ 保護者への連絡及び引き渡し方法

ク 登下校中の避難方法

11 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府

県内の市町村に協議することができる。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

県、市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

県、市及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

12 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県内の他市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該地の都道府県との協議を求めることができる。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

13 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

※なお、各地区の避難場所は、資料編（P 8～15）のとおりである。

第10節 避難行動要支援者避難支援計画（健康福祉部）

災害発生時には、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人などの避難行動要支援者（以下この節では「要支援者」という。）の安全を確保するとともに、要支援者の様態に十分配慮した応急活動を行う。

1 情報の伝達

災害発生時の情報伝達は、市、消防団、消防本部の広報車をはじめ、自治会の有線放送、防災行政無線、更には自主防災組織や消防団等が戸別訪問するなど地域における支援体制を有効に活用しながら情報伝達を行うよう努めるものとする。

2 要支援者の状況把握

市は、行政区長、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティア、消防本部、消防団等と連携・協力しながら、事前に把握している各地区の要援護者の所在情報に基づき安否を迅速に確認するよう努めるものとする。

3 避難誘導

発災直後の避難誘導は、行政が機能するまでの間、地域住民、自主防災組織等による支援体制を活用して、地域と連携を図りながら、地域における避難誘導、支援体制を確立するよう努めるものとする。

4 避難所（福祉避難所）の整備

要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を確保するよう努めるものとする。

介護用品、育児用品など、要支援者の生活の維持のために必要な物資を調達・確保し、必要に応じて供給・分配を行う。また、暑さ寒さ対策、カーテンや間仕切り等によるプライバシーの確保、簡易トイレや障がい者向けのトイレ等を確保する。

5 避難所（福祉避難所）での情報伝達体制の確保

要支援者に対する避難所内部での情報提供は、拡声器等音声による情報提供と併せて、可能な限り掲示やチラシ等文字による情報提供も実施し、情報が伝わらないことのないように努めるものとする。

第 11 節 交通規制計画及び緊急通行車両確認計画（総務部、建設部、関係機関）

1 交通規制計画

大規模地震・津波発生時に道路災害が発生するおそれがある場合、又は橋梁等の道路施設に被害が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するために必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策の実施を促進する。

(1) 実施責任者

- ① 災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者等と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期すものとする。

区 分	範 囲
道路管理者等 { 国土交通大臣 知 事 市 長 西日本高速道路 熊本県道路公社	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合。 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。
警 察 { 公安委員長 警察署長 警察官	(1) 災害対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 (3) 道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はおそれがある場合。

② 危険箇所の調査及び報告

ア 調査班は、道路及び橋梁の危険箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無その他災害の状況等を市長に報告しなければならない。

イ 市長は、調査班から報告を受けたときには、その状況を直ちに天草広域本部天草地域振興局及び関係機関に報告するものとする。

③ 応急措置

危険が予想される道路施設については、土木対策部により応急措置を行い、災害の状況により、天草広域本部天草地域振興局並びに建設業者の保有機械その他の協力を得て応急措置の万全を期するものとする。

(2) 交通規制の措置

① 措置要領

道路管理者は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状態が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに警察等関係機関と連携し、必要な規制を実施するものとする。

② 交通規制の実施

ア 危険箇所の交通規制

道路及び橋梁の破壊・決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限をする必要があると認めるときの交通規制の実施は、市長又は警察が禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置するとともに、必要な場合は迂回道路の案内板も明示し、一般の交通に支障のないよう措置するとともに警察署長に連絡するものとする。

なお、道路標識施設の設置基準は、次によるものとする。

(7) 道路標識を設ける場合

- ・ 通行止め：歩行者、車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央
- ・ 通行制限：通行を制限する前面における道路の中央は又は左側の路端
- ・ 迂回路：迂回路のある交差点の手前の左側の路端

(イ) 道路標識の構造等

- ・ 道路標識は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置し、夜間においても遠方から確認し得るよう照明、又は反射装置等を設置するものとする。
- ・ 道路標識の寸法及び色彩は、道路標識、区画線及び「道路標識に関する命令（昭和35年 総理府・建設省令第3号）」に定めるところによる。

イ 異常気象時における橋梁通行規制要領

異常気象時における橋梁通行規制県基準による。

2 緊急通行車両確認計画

市及び関係機関は、地震・津波災害が発生した場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

(1) 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

① 第一段階（地震発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害に拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な搬送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

② 第二段階（応急対策活動期）

- ア 前記①の継続
- イ 食料、水等生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への搬送

③ 第三段階（復旧活動期）

- ア 前記②の継続
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

- (2) 緊急通行車両の確認
- ① 市は、公安委員会が基本法第 76 条及び基本法施行令第 33 条の規定に基づき通行の禁止又は制限を行った場合は、市が災害応急対策に使用する車両について、基本法施行令第 33 条の規定による緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を知事又は公安委員会に対して申し出るものとする。
 - ② 市は、地震・津波災害時等のより迅速な災害応急対策を確保するため、前記①の確認の申し出を事前に行っておくものとする。
- (3) 相互の連絡・協力
- 道路管理者及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。
- ① 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
 - ② 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。
- (4) 災害対策基本法に規定する通行禁止区域等における障害物の除去
- 災害対策基本法第 76 条第 1 項により、公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間(以下「区域等」という。)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保に当たるものとされている。
- この場合、職務を執行中の消防吏員は、警察官がその場にいないときに限り、同法第 76 条の 3 第 4 項の規定により、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため次の措置命令及び措置をとることができる。但し、当該措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。
- ① 運転者等に対する措置命令
- 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。
- ② 放置車両等の撤去
- ①の措置をとることを命ぜられた者が、移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命ずることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。
- この場合において、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる
- (5) 災害時における車両の移動等
- 市は、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、市は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第 12 節 輸送計画（総務部・地域振興部・関係機関）

大規模地震・津波発生時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期するものとする。

1 実施機関

基本法第 50 条及び第 51 条に規定する応急対策の実施責任者とする。ただし、それぞれの実施機関において処理不可能な場合は、他の輸送機関又は自衛隊に派遣を要請して緊急輸送の確保を図るものとする。

2 輸送力の確保・輸送の方法

実施機関が所有する車両だけでは、輸送が確保できない場合は、次の順位により必要に応じて借上げて緊急輸送の確保を図るものとする。

① 車両等の確保

- ア 公共的団体の車両等
- イ 輸送を業とする者の所有車両等
- ウ その他（自家用車両等）

② 空中輸送等の確保

- ア 防災消防ヘリコプター
- イ 第 3 章第 5 節「自衛隊災害派遣要請・要求計画」に定めるところによる。

③ 船舶の確保

- ア 公共的団体の船舶
- イ 海上輸送を業とする者の所有船舶等

3 救援物資の調達・輸送体制の構築

市は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。

4 災害救助法に基づく措置

一般災害対策編第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」によるものとする。

第 13 節 水防計画（総務部・建設部・経済部・各支所・消防機関）

地震・津波により堤防の亀裂、陥没及び沈下並びに水門、樋門等の施設の被害が考えられる。本市の沿岸部のこれらの施設は、軟弱な地層の上に構築されている箇所もあるので、大きな地震動によって被害が発生するおそれがある。

特に、堤防の背後地が低い地域は、大規模地震による直接の被害の後、津波、洪水や高潮（満潮）により、溢水・浸水等の二次被害が発生するおそれがあるため、これらに対する情報の収集、通報、警戒等の水防体制が必要となる。

なお、水防活動に従事するものの安全確保について留意する。

このような地震時における水防体制・対策は、「天草市水防計画」に基づいて対応するものとする。

第 14 節 救出計画（総務部・健康福祉部）

大規模地震・津波発生のため生命・身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜査し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

1 実施責任

- (1) 救出は原則として、市、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により、災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。

2 救出対象者

救出対象者は、おおむね次の状態にある者をいう。

- (1) 大規模地震・津波及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- (2) 大規模地震・津波による行方不明者

3 救出の方法

(1) 市、消防職員・団員による救出

- ① 市は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。
なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。
- ② 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ確かな救出活動を実施するものとする。
なお、平時においては、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。
- ③ 市による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあつては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行い、又は市、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、市と救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

5 職員の安全確保

救出・救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6 惨事ストレス対策

救出、救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7 災害救助法に基づく措置

一般災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

第15節 医療・救護計画（健康福祉部・病院事業部）

大規模地震・津波発生により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応の能力を著しく超えた場合において、市は、日本赤十字社熊本県支部、医師会、災害拠点病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、「第27節 保健衛生計画」と連動し、一体的に実施する。

1 実施機関

罹災者に対する医療、救護及び助産の処置の実施は市長が行う。市だけで処理できない場合は、隣接市町、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 初動体制

- (1) 市は、速やかに被災地の医療情報の収集を開始し、被災地周辺地域及び近隣市町との連絡体制を確立する。
 - (2) 市は、医療救護活動が迅速かつ適切にできるよう日本赤十字社熊本県支部、災害拠点病院、医師会等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。
 - (3) 市は、大規模な災害が発生した場合、病院事業部に部長を長とする医療対策室を置く。医療対策室は、日本赤十字社熊本県支部、医師会の災害医療担当者を招集し、医療に関する情報を共有し、医療救護活動の方針等の調整を行う。
- 3 医療救護の実施
- (1) 被災地内医療救護活動
 - ① 市長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護を行う。市のみで対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。
 - ② 現地に到着した医療救護班は、救護所においてトリアージ及び医療救護を行う。
 - ③ 被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。
 - (2) 傷病者の搬送と収容
 - ① 市は、医療救護班の医療情報を得て、適切な医療機関への搬送手段を確保する。
 - ② 市は、広域搬送の必要が生じることが予想される場合、市外受入れ医療機関並びにヘリコプター等の広域搬送手段を確保する。
- 4 災害救助法に基づく医療
一般災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。
- 5 費用の負担
- (1) 医療救助に要した費用は、災害救助法が適用された場合を除き、市の負担とする。
 - (2) 災害救助法第23条の救助費用は、県が支弁する。
- 6 個別疾患
- (1) 難病、人工透析
 - ① 市は、あらかじめ難病患者、透析疾患等の受療状況及び治療に必要な施設を有する医療機関の把握に努めるものとする。
 - ② 市は、あらかじめ関係団体と連携のうえ、医療機関における医薬品等の確保状況の把握に努めるものとする。
 - (2) 妊産婦、乳幼児
市は、救急医療を必要とする妊産婦及び未熟児を、治療に必要な施設を有する医療機関等に搬送するため、該当する医療機関等の稼働状況の把握に努めるものとする。
 - (3) 精神疾患
 - ① 市は、精神保健医療に関する情報の集約を図り、支援団体との調整、支援チームの割り振り、移送手段の確保等を総括的に行い、迅速な対応に努める。
 - ② 市は、被災医療機関の入院患者の受入先の把握及び調整を図る。
- * 市内の医療機関は、資料編（P 92 ～ 94）のとおりである。

第16節 食料調達・供給計画（総務部・健康福祉部・経済部）

県、市は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

1 実施機関

被災者及び災害応急現地従事者等に対する食料の供給は、市が実施するものとする。

市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する食料の供給を行うものとする。

2 米穀の調達・供給

(1) 市備蓄分の供給

市が備蓄している乾燥米飯を供給する。

(2) 国、県からの調達・供給

① 市備蓄分で不足が生じた場合は、県に要請し調達するものとする。

② 応急供給

米穀販売事業者に被災地域への輸送を要請する。

* 九州農政局生産部 096-211-9111

* 関係要領等「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」「緊急食料調達・供給体制整備要綱

3 農畜産物（生産物）応急供給

応急用食料としての農畜産物の調達及び供給については、大規模地震による不足の事態に備え、関係団体等との連絡体制を整備するものとする。災害発生後においては、迅速に需給動向、産地、処理施設、道路等輸送手段の被害状況を把握するとともに、温度管理等特別な配慮が必要な食材については、輸送及び供給後の保管についても適切な措置を講じた上で、必要に応じて関係団体に対して、農畜産物の調達及び被災地域への供給を要請するものとする。

4 生鮮食料品等の流通確保対策

被災地への生鮮食料品等の円滑な確保及び卸売市場流通の確保については、県と連携を図り、対処することとする。

5 炊出しの実施及び食料の配分

(1) 炊出しの実施

市は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、ボランティアと連携して炊出しを行うものとする。

市が多大の被害を受けたことにより、市において炊出しによる食料の供給の実施が困難と認めた時は、県及び近隣市町村に炊出しについて協力を要請するものとする。

(2) 食料の配分

被災住民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 各避難所等における食料に受入確認及び需給の適正を図るため、責任者の配置

② 住民への事前周知等による公平な配分

6 災害時における味噌、醤油の応急供給

供給方法は、市内に所在する業者に連絡し、業者において供給するものとする。

7 災害救助法に基づく措置

一般災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

第17節 給水計画（市民生活部・水道局）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に定めるところによる。

1 実施体制

飲料水供給の実施は、被災市が行うものとする。

市は、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

2 給水方法

(1) 水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、別節「自衛隊派遣要請計画」により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。

3 給水に関する広報

県及び被災市は、応急給水の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。

4 飲料水以外の生活水の確保

市は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者と予め貯水するよう協議しておく。

5 復旧支援要請

- (1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとし、応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第18節 生活必需品供給計画（健康福祉部）

大規模地震・津波発生によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

1 実施機関

- (1) 被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の供給及び貸与は、市が行う。
- (2) 市のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に支援を要請するものとする。

県は、市から応援要請があった場合又は市のみでの実施が困難と認める場合は、被災者に対する生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

2 災害救助法に基づく生活必需品の給与又は貸与

一般災害対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」中の2「救助の種類、期間等」による。

3 生活必需品等の範囲

(1) 範囲

生活必需品の範囲は、おおむね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ① 寝具類（毛布等）
- ② 衣料（作業着、下着、靴下等）
- ③ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- ④ 食器類（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶）
- ⑤ 日曜雑貨品（石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレトペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- ⑥ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ）
- ⑦ 燃料
- ⑧ その他（ビニールシート）

4 物資の調達方法

市長は、原則として罹災者に必要な最小限度の被服、寝具及び生活必需品を、災害の状況に応じて一括購入して調達するものとする。

5 生活必需品の円滑な提供

県及び市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第19節 救援物資要請・受入・配分計画（健康福祉部）

大規模な地震・津波災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1 不足物資の把握

市は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、被災地で不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して市のみで対応できない場合は、県に対し救援物資の支援要請を行うものとする。

2 受入・供給体制

(1) 物資集積拠点の選定

市は、防災計画に定める避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、次のとおりとする。

- ① 天草市有明体育館
- ② 天草市体育館
- ③ 天草市牛深総合体育館

(2) 受入・供給体制の整備

市は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該物資集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

県及び市は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等

を行うとともに、避難者に効率的に輸送をするため、管理責任者として物流の実務者の配置、必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

(3) 救援物資の取扱い

市は、災害のため企業又は団体等から県を通じて送付された物資は、被災者に配分するものとする。

なお、救援物資の確実な供給等を行うため、避難所収容者及び仮設住宅入居者以外の被災者の把握等にも努めるものとする。

第20節 建築物・宅地等応急対策計画（建設部・県）

大規模地震・津波により被災した建築物及び宅地について、余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、県に協力を要請し、被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定制度の整備を図るものとする。また、被災建築物からのアスベスト飛散防止対策を実施する。

1 人材育成の確保

(1) 講習会等の実施により、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に必要な人材の育成を図るものとする。

(2) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の技術を習得した技術者を被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士として登録し、緊急時に備えるものとする。

2 応急危険度判定活動

(1) 県は市、建築関係団体等と連携し、緊急時における被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士への連絡体制及び派遣体制等判定活動の実施に必要な体制の整備を図るものとする。

(2) 県は市の要請に応じて被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を被災地に派遣し、市と連携して判定活動を実施するものとする。

3 被災建築物等への対応

(1) 県、市は、判定士による判定の結果、危険度が高いと判断されたものについては、被災建築物等の所有者等に二次災害防止対策の指導・助言等を適切に行うものとする。

(2) 県及び市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

4 被災宅地への対応

(1) 県及び市は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時には、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。

(2) 市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 21 節 公共施設応急復旧計画（建設部・経済部・健康福祉部・教育委員会）

大規模地震・津波発生により、公共施設等生活に密着した施設が被災した場合、市民の生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する必要がある。

1 公共土木施設（建設部）

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

(1) 実施機関

① 河川

ア 二級河川は県

イ 準用河川及びその他の普通河川は市

② 海岸

ア 海岸保全区域の県管理区域は県

イ 市管理区域は市

③ 道路

ア 一般国道指定区間は国土交通省

イ その他の一般国道及び県道については県

ウ 市道については市

エ 地域高規格道路については県

④ 港湾・漁港

国、県、市それぞれの管理港

⑤ 下水道

公共下水道、農業集落排水下水道等の市管理下水道

(2) 人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、一般災害対策編第 3 章 26 節「民間団体活用計画」及び第 27 節「労務供給計画」の定めるところによって、人員の確保を図る。

(3) 応急工事の施行

① 河川・海岸

地震発生後、速やかに河川・海岸の堤防及び構造物の被災状況を調査し、堤防の漏水や亀裂、沈下、陥没、護岸決壊、破堤等、構造物の破損・損傷、崩壊等の有無を調査しその対策を実施するものとする。

また、断続的に地震が発生することも予想されるため、増破についても考慮したところで、応急及び仮復旧を実施するものとする。

なお、工法については従来の水防工法に加えて、可能な限り考えられる耐震対策を施すものとする。

② 道路・橋梁

被災者への救援活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、応急工事は、緊急度を考慮し、路上障害物の除去及び陥没亀裂等の応急補修を優先し、交通機能の確保を図るものとする。

③ 港湾・漁港

それぞれの港湾・漁港管理者は、公共土木災害復旧事業費国庫負担法等に基づき、速やかに海上交通の確保を図るとともに、緊急輸送に必要な交通路の確保を図るものとする。

④ 下水道

ア 管渠

流水機能を確保するため、陥没や破断、破壊した管渠の入れ替え、マンホールの浮きやズレの補修、管閉塞箇所の土砂浚渫や洗浄、水路護岸崩壊の仮復旧

等を優先して行うものとする。

イ 処理場、ポンプ場

被害の状況に応じて、最小限の機能確保を行うため、設備機器等の仮復旧を行うものとする。

2 農地及び農業用施設等（経済部）

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむを得ず応急工事を施行しなければならない場合は、次により行う。

(1) 実施機関

① 農地、農業用施設及び農林水産業共同利用施設の応急工事は、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において施行が困難な場合は、市長が行うものとする。

② 前記①において実施不可能な場合は、県に連絡し、適切な指導と援助を受けて施行するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(2)により確保するものとする。

(3) 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。

3 社会福祉施設（健康福祉部）

社会福祉施設等が被災し、応急工事を施行しなければ人命に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施工するものとする。

(1) 実施責任

生活保護施設、老人福祉施設、児童福祉施設、身体障がい者援護施設及び国民健康保険施設等の応急工事は、当該施設の管理者又は所有者が実施するものとする。

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施する場合に、当該機関のみの人員及び資機材で実施不可能なときは、前記1の(2)に準じて確保するものとする。

4 医療衛生施設（健康福祉部）

医療衛生施設が被災し、応急工事を施行しなければ診療が不可能なとき、又は患者に危害を及ぼすおそれがある場合は、次により応急工事を施行する。

(1) 実施責任

① 公的医療施設

県、市又は当該施設の管理者（医療法第31条に規定する病院または診療所）

② 保健所

県所管の保健所は県

③ その他の医療施設

当該施設の設置者又は管理者

(2) 人員、資機材の確保

応急工事を実施するために必要な人員、資機材の調達については、前記1の(2)に準じて確保する。

5 学校施設（教育委員会）

(1) 公立小中学校等における対策

市教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

① 被害箇所及び危険箇所の応急修理被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常

な教育活動の実施を図るものとする。

② 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。

③ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

④ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

⑤ 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

(2) 私立学校（幼稚園）における対策

私立学校（幼稚園）では、上記(1)に準じて、学校設置者が実施するものとする。

なお、学校施設の災害復旧に関して、県はその手続き等の周知等、必要な支援を行うものとする。

6 その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第22節 畜産業応急対策計画（経済部）

1 家畜飼料・家畜飲料の確保対策

各戸の農家において、確保することを原則とする。

(1) 家畜飼料の確保対策

① 災害復旧に長期を要する場合、市は不足量の把握と供給要請について天草広域本部を経由して県知事に行うものとする。

② 市は、県からの要請により天草広域本部が行う受入体制（集積場所・配布計画・人員の配置）の整備及び各畜産農家への配分に協力する。

(2) 家畜飲料の確保対策

市は、災害復旧に長期を要する場合、市において湧水、河川流水、貯留水についての確保を図る。

2 家畜に対する防疫計画

大規模地震・津波に伴い、家畜の伝染性疾病が発生するおそれのある場合、市はその発生予防及び蔓延防止のため、県が行う被災地域の立入検査、消毒等及び防疫体制の整備の協力を行うものとする。

第23節 通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社熊本支店）

1 災害時における情報の収集及び連絡

一 情報の収集、報告

災害が発生したときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

二 社外関係機関との連絡

必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

2 通信の非常そ通措置

一 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置と通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。
- (2) 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第2項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和60年郵政省令第25号）第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

二 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

三 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

四 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

- (1) 通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーチ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 対策要員の確保

- (1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部等に出動する。
- (3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5 グループ会社に対する協力の要請

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

6 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて社外機関に対して応援の要請又は協力を求める。また、平時からあらかじめその措置方法を定めている。

7 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急

度を勘案し迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

8 災害復旧

- 一 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- 二 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

第24節 電力施設応急対策計画（九州電力送配電(株)天草配電事業所）

大規模災害発生時の災害応急復旧については、「九州電力送配電(株)天草配電営業所非常災害対策部運営基準」に基づいた体制により対応し、迅速な停電の解消を図ることとする。

地震・津波災害は予期せぬ突発的な災害であり、この際統率のとれた情報連絡体制、指揮命令系統の早期確立が肝要との観点から、上記「基準」では特に、初期段階における対応について次の事項を定めている。

1 電力施設応急体制

(1) 初動体制の確立

- ① 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、自動的に非常体制に入り、速やかに対策本部を設置するものとする。
- ② 震度 6 弱以上の地震が発生した場合、対策要員は以下の行動をとるものとする。
 - ア 供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合、当該地域の対策要員は上長との相互連絡を行い、その指示に従い行動することを基本とするが、通信途絶等で上長との連絡がとれない場合は、応急的な安全措置を講じたのち、自動出社とする。
 - イ 九州電力送配電(株)天草配電事業所への出社が困難な場合は、あらかじめ指定した事業所に出社する。

なお、対策要員の被災を考慮し、組織責任者の代行者及び対策要員の呼出の優先順位をあらかじめ指定しておくものとする。
- ③ 初動段階（対策部機能確立まで）における情報連絡・指揮命令体制を整備し、早期の対策本部機能の確立に努めるものとする。
- ④ 社屋被災、交通途絶等により、社屋内に対策部設置が不可能な事態を想定し、あらかじめ対策部の代替箇所を定めておくこととする。

2 応急対策の方法

(1) 対策部の設置

早期に非常災害対策体制を確立し、「九州電力送配電(株)天草配電事業所非常災害対策部運営基準」に従い、応急復旧にあたることとする。

(2) 防災関係機関との情報連絡及び協力

市災害対策本部等の情報収集は、九州電力送配電(株)天草配電事業所要員を市防災危機管理課に派遣し、関係機関と緊密な連携に努めることとする。

電力復旧は、災害拠点病院、警察、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等について、優先的に行うものとする。

電力復旧作業に伴う障害物の撤去等については、関係部署と協力することとし、

緊急用車両については、あらかじめ車種、台数、横断幕等届けに必要な項目を整備することとする。

(3) 復旧資材の保管

復旧資材の保管場所については、地震発生時の交通網の混乱を考慮し配置するものとする。

(4) 広報活動

被災者の冷静かつ客観的判断に資する停電、復旧状況等の情報について、的確な広報を行う。特に、送電災害時における安全確認についての広報に努めることとする。

なお、停電が広範囲あるいは長期にわたり、九州電力送配電(株)天草営業所での広報対応が困難な場合には、市長は防災行政無線等により停電、復旧状況の広報を行うこととする。

第 25 節 都市ガス施設応急対策計画（天草ガス(株)）

大規模地震・津波災害により都市ガス施設に被害を受けた場合、2次災害の発生を予防し、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能の回復を図るものとする。

1 実施機関

都市ガス施設の応急対策については、天草ガス(株)が行うものとする。

(1) 通常時の連絡先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天草ガス株式会社	天草市港町 18-6	0969-23-2027

(2) 非常災害時の連絡体制

地震・津波の規模に応じて、次の体制をとるものとする。

第 1 次特別出動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の所在する地域に震度 4 の地震が発生し、漏洩又は供給支障等の災害が発生した場合 ・ ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合
第 2 次特別出動体制	事業所の所在する地域に震度 5 弱以上の地震が発生又は津波警報等が発令され、ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が甚だしい場合。

(3) 災害対策本部の設置等

第 2 次出動体制が発令されたときは、直ちに天草ガス(株)は社長を本部長とする天草ガス(株)災害対策本部を設置するものとする。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天草ガス(株)災害対策本部	天草市港町 18-6	0969-23-2027

(4) 社員の自動出動

気象庁が発表した地震観測地点の震度が「5 弱」以上の場合は、社員は自動出動するものとする。

なお、動員基準については、災害対策要領に別途定めるものとする。

(5) 非常災害時の救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措

置要綱（日本ガス協会）に基づき、日本ガス協会九州部会へ救援要請する。

(6) 広報活動

報道機関や広報車等を通じて、需用家に対するガス栓の閉栓等の必要な広報を地震発生時から供給再開時まで、段階的に随時実施する。

なお、供給停止が広範囲あるいは長期にわたり、天草ガス(株)での広報対応が困難な場合には、市長は防災行政無線等により供給停止、復旧状況の広報を行うこととする。

第26節 ダム等管理計画（水道局・建設部・経済部）

この計画は、大規模地震時におけるダム及び樋門等の適切な管理を行うため、ダム、ため池、樋門等の施設及び管理者を把握するとともに、地震後の臨時点検及び応急対策について定めるものとする。

1 対象施設及び管理者

地震後の臨時点検を必要とするダム、ため池及び樋門等の現況は、資料編（P85～89）のとおりである。

2 地震後の臨時点検及び報告

令和3年3月31日国水流第38号国土交通省河川環境課長通達に基づき、対象施設の管理者は、次のいずれかに該当する地震が発生した場合には、ダム等施設及び貯水池周辺について外観点検、計測による点検等の臨時点検を行い、結果を報告するものとする。

(1) ダムの基礎地盤あるいは堤体底部に設置した地震計により、観測された地震動の最大加速度が25gal以上である地震

(2) ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階が4以上である地震

3 応急対策の実施

地震発生後においては、管理者が「地震後の農業用ダム臨時点検要領」及び「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」により、点検を実施し、被害が拡大しないよう措置を講じるものとする。

4 関係機関への連絡

1の(1)又は(2)に掲げる地震が観測された場合には、各ダム操作規則及び管理規程等に定められた関係機関に連絡するとともに、関係省庁に連絡するものとする。

第27節 保健衛生計画（市民生活部、健康福祉部）

被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配、こころのケア研修等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。

なお、熊本地震の経験を踏まえ、避難所等の保健衛生活動における課題の分析、対策

等の実施に当たっては、「第 15 節 医療・救護計画」と連動し、一体的に実施する。

1 防疫計画

大規模地震・津波発生により被害を受けた地域又は住民に対し、「感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び「防災防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施する。

(1) 実施責任

市長は、知事の指示に従って感染症法又はその他の法律に基づいて、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

(2) 防疫組織及び実施方法等

市長は、感染症患者の感染症の予防及び蔓延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所、物件の消毒、その他必要な措置を行うものとする。

① 防疫の実施組織等

ア 防疫班の編成等

市長は、防疫実施のため防疫班を編成する。

イ 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

市長は、災害時又はそのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等を整備し、あらかじめ周知な計画をたてておく。

② 実施方法

ア 消毒

市長は、知事の指示に基づき、感染症法第 27 条及び施行規則 14 条・16 条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

市長は、感染症法第 28 条第 2 項及び施行規則第 15 条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活用水の使用制限

市長は、感染症法第 31 条により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずるものとする。

エ 臨時の予防接種

市長は、知事の指示に従って感染症の蔓延化防止を図るうえで、緊急の必要があると認めるときは、予防接種法第 6 条により臨時に予防接種を行う。

(3) 仮設トイレ設置計画

下水道施設が災害のため被害を受け、下水道施設の使用及び汚水処理ができなくなった場合は、下水道供用開始区域内でマンホールトイレが整備された避難所にはマンホールトイレを、それ以外の避難所には仮設トイレを設置し、避難者の便宜を図るものとする。

① 実施機関

避難者に対するマンホールトイレ及び仮設トイレの設置は市長が行うものとする。被災の程度により隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて設置する。

② 調達方法

マンホールトイレは市が用意し、仮設トイレは、民間業者より借り上げるものとする。

2 食品衛生の確保

災害時の食中毒の防止対策及び食中毒発生時の対応については、県知事が行うものとする。

3 健康管理

市長は、被災者に適応した保健指導及び栄養指導（母子、老人、精神、歯科保健等）

を行うが、市のみでの対応が困難な場合には、県知事へ協力要請を行うものとする。

(1) 健康管理活動

市は、災害時保健活動マニュアルを作成し、関係職員を対象とした研修を行うとともに、県が実施する研修にも参加し、健康管理活動の体制を整えるものとする。

(2) エコノミークラス症候群の予防活動

① 県及び市は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

② 県及び市は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(3) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

① 県及び市は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者が出る可能性が高いことから、県歯科医師会及び県歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

② 県及び市は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した早期からの有効な広報の展開を図る。

4 生活衛生の確保

県及び市は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努めるものとする。

第 28 節 災害ボランティア連携計画（健康福祉部・社会福祉協議会）

大規模地震・津波が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は単独又は近隣市町の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

また、県社協は熊本県災害ボランティアセンター（以下「県センター」という。）被災地センターを支援する。

1 被災地災害ボランティアセンター

(1) 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

(2) 設置主体

市及び市社協等は、災害状況に応じて被災地センターを市単位又は複数の市町で連携した広域単位で設置する。

市及び市社協等は関係機関とあらかじめ協議して、複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、平時から近隣市町や、近隣市町社協等との応援・連携体制を構築しておく。

- (3) 役割と機能
- ① 市や県センター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
 - ② 地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
 - ③ 活動用資材や機材の調達（県センターとの連携）
 - ④ ボランティアニーズ及び被害状況の把握
 - ⑤ ボランティアの受入れ
 - ⑥ ボランティア希望者の配置等
 - ⑦ ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
 - ⑧ 現地での支援活動調整（避難所外避難者の状況把握、避難所等の運営支援、ニーズ調査、引越に対する支援など）
 - ⑨ ボランティアの健康管理
 - ⑩ その他
- (4) 市の対応
- ① 連絡調整窓口の設置
 - ② 活動場所の提供
 - ③ 行政情報の適切な提供
 - ④ その他必要な支援
- (5) 組織及び運営体制
- ① 組織
関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。
 - ② 運営体制
地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。
- (6) 閉所の時期について
被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、市社協等にその活動を引き継いでいく。
- (7) 市と市内のNPO等との連携
大規模又は甚大な災害が発生した場合、市は、被災地センター及び市で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

2 県センター

- (1) 目的
県センターは、熊本県地域防災計画の災害ボランティア連携計画及び熊本県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書に基づきボランティアの受入体制の確保を図るとともに、被災地センターと連携した救援活動や各種の条件整備を図る。
- (2) 設置場所
県センターは、県社協に置く。
- (3) 役割と機能
- ① 関係機関、団体との連絡調整
 - ・ 県災害対策本部との連絡調整（被害規模・ライフライン復旧・被災者等に関する状況確認、救援活動の情報交換等）
 - ・ NPO等のボランティア団体ネットワークとの情報共有・連携
 - ・ 全国社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）職員等への情報提供と運営スタッフの派遣要請、連絡調整
 - ② 被災地センター設置までのボランティア活動参加申出者への対応
 - ③ 被災地センターの設置支援
大規模又は甚大な災害が発生し、被災地センターの設置が必要と県センタ

一が判断した場合において、被災地センターが未設置の場合、県センターは、関係市町村及び市町村社協等に対し、被災地センター設置を要請するとともに、設置に向けた助言や支援を行う。

- ・被災地センター設置に向けた市町村等との協議に係る支援
- ・運営スタッフの人員調整など

④ 各種情報収集及び発信

災害ボランティア活動が効率的かつ効果的に行えるよう、支援ニーズ等の情報を集約するとともに、緊急度や優先順位、情報発信先の範囲を確認しながら、適時適切に情報発信する。

- ・被災地センターの活動状況の把握（ボランティア受付数、ニーズ件数のとりまとめ、運営状況など）
- ・マスコミや県民等の問い合わせ対応、ホームページの立ち上げや情報管理、県センターニュースの作成及び各関係機関、団体への発信

⑤ 被災地以外からのボランティアの受付と被災地センターへの仲介

⑥ 資材や機材の仲介

被災地センターが必要とする各種資材や機材について、被災地センター自らの調達が困難な場合、要請に応じてその調達に努める。

⑦ ボランティア活動保険のとりまとめ

被災地センター等が、受付けたボランティア保険の集約、保険会社への連絡。

⑧ 県センター運営及びボランティア活動等に係る資金調達

災害ボランティア活動の支援に対する口座開設、共同募金会等への申請、民間寄附金の受付等。

(4) 県の対応

① 連携会議の設置

県は、県内で大規模又は甚大な災害が発生した場合は、県社協及びNPO等のボランティア団体ネットワークとの連携会議を直ちに設置し、円滑な連携体制を確立するものとする。

② 連絡調整窓口の設置

県は、ボランティアに関する連絡調整窓口を健康福祉政策課に設置する。また、県は、県センターの円滑な運営を図るため、県センターと協議のうえ、職員を県センター及びNPO等のボランティア団体ネットワークに常駐させる。

③ 行政情報の適切な提供

県は、被災状況や避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通機関の復旧状況等の行政情報を、適時適切に県センターに提供する。

④ 他都道府県、報道機関に対する情報の提供

県は、被害状況やボランティアに対するニーズ等についてホームページや報道機関を通して情報提供を行うとともに、必要な物資、資材や機材、ボランティアやボランティアセンター運営資金などの募集に関する広報への協力を行う。

⑤ ボランティアの活動環境整備

県は、必要に応じ、ボランティアの活動環境の整備に努めるものとする。

(5) 組織及び運営体制

災害発生時に適切に対応するため、組織体制及び運営体制を整備する。

(6) 閉所の時期について

県センターは、被災地センターの閉所状況や被災地におけるボランティアに対するニーズの状況を総合的に勘案したうえで閉所するものとする。

第 29 節 廃棄物処理計画（市民生活部、建設部）

1 計画の方針

災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全及び生活再建の後押しを図るため、市はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する条例等の整備の支援を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

2 実施機関

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定めるもののほか、災害時における被災地の廃棄物処理業務は、市長が実施する。
- (2) 被災の程度により、市だけで処理できない場合は、保健所、隣接市町又は県の応援を求めて実施するものとする。

3 被害状況調査、把握

- (1) 市は、速やかに被害状況を把握するため、調査区域、調査対象施設・設備、調査員等を明確にした調査体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、天草保健所へ報告する体制を整備する。

4 廃棄物の収集及び処理方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律でいう廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えかす、汚泥、糞尿、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいうものであり、災害時におけるこれらの廃棄物の収集及び処理については、法施行令第 3 条「一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準」の規定に基づいて、市長が実施するものとする。

5 災害廃棄物処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物の発生量を推測するとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を行う。
- (2) 市は、災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市は、地区住民が交通の妨げになるような所に災害廃棄物を出さないように周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集所を設け、収集への協力を求める。

また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。

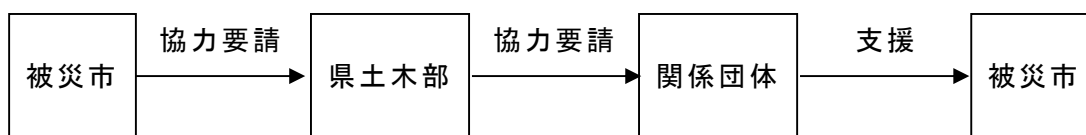
- (4) 市は、防疫上食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
- (5) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら市の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し、緊急的に処理する必要がある場合は、市が収集処理を行う。
- (6) 市は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。

6 堆積土砂処理計画

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、

処分の対策を講じるものとする。

- (2) 市は、堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 市は、堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 市町村は、必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。県は、堆積土砂の仮置き場の確保に向け、積極的に候補地について調査を行い、市に情報を提供するものとする。
- (5) 県は、市からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、他県への応援要請及び関係団体と必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



7 し尿の処理

- (1) 市は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推定するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処理の対策を樹立する。
- (2) 市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (3) 市は、震災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所の適正管理の対策を行う。
- (4) し尿は、民間業者による収集を行うものとし、処分はし尿処理場で処理することを原則とする。

8 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市は、平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 市は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、予備資材の確保など災害時に備える。
- (3) 市は、震災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。
また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は、近隣市町村への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 市は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。

9 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定のうえ、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。

10 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管

理が必要となる。そのため、市は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

第 30 節 住宅応急対策計画（建設部）

大規模地震・津波発生により住家が滅失し、災害救助法が適用された場合、被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して、罹災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第 3 章第 9 節「避難収容対策計画」の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、知事から権限の委任を受けた市長が行うものとする。市だけで処理できない場合は、隣接市町、県その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2 応急仮設住宅の供与

(1) 賃貸型応急住宅

県及び市は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、市長は公営住宅の入居（公営住宅法第 22 条第 1 項に基づく特定入居、又は地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用許可）について最大限配慮するものとする。

4 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

県及び市は、公営住宅などの募集案内の周知について、県や市のホームページやテレビ・ラジオ、新聞等のほか、より詳細な情報を直接被災者周知する方法等の検討を行う。

(2) 建設型応急住宅

①建設型応急住宅の建設

市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

また、建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

②建設型応急住宅の運営管理

市は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市に対し、建設型応急住宅（集会施設を含む。）の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

第31節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画（総務部・健康福祉部・市民生活部・関係機関）

大規模地震・津波発生により行方不明の状態にある者で、周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の住民生活の安定を図る上からも早急に、関係機関・団体と緊密な連絡を取り、迅速に行方不明者等の捜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

1 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬は、市長が警察、消防機関及び海上保安部の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

市だけでは十分な対応ができない場合、県、周辺市町村及び自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に捜索調整会議を開催するものとする。

2 行方不明者等の捜索

市の行う行方不明者等の捜索に、警察は災害警備活動に付随して協力するものとする。

警察は、行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

3 作業班の編成

作業班の編成及び組織は、災害の規模及び現場の状況に応じて、市長が編成するものとする。

4 遺体の取扱い、検視、身元確認等

市は、災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため死体識別等、遺体の一時保存、あるいは検案をおこなうことができない場合に、それらの措置を行うものとする。

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる死体を発見したとき、又は死体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき、死取扱いを行うものとする。

死体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。

また、医師会、歯科医師会等との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

市は、当該死体が警察機関から引き渡された後に、必要な措置を行うものとする。

(1) 遺体の措置

- ① 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理
- ② 遺体の一時保存

- ③ 検案
 - (2) 処理の方法
 - ① 遺体の措置を実施し、又は遺体の措置に要する現品若しくは経費を支給したとき、市長は遺体の処理費支出関係証拠書類及び遺体処理台帳を整備し、保存しておかなければならない。
 - ② 遺体の措置の期間は、原則として災害の発生の日から 10 日以内とする。
 - (3) 遺体の収容

市は、警察と連携し、遺体安置所として長期間の使用が可能な上、被害現場付近に位置する施設（寺院、公共物等）に、検視等の場所及び遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保全剤等の納棺用品を確保するものとする。
 - (4) 遺体の火葬
 - ① 市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。
 - ア 火葬場の被災状況の把握
 - イ 死亡者数の把握
 - ウ 火葬相談窓口の設置
 - エ 遺体安置所の確保
 - オ 作業要員の確保
 - カ 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保
 - キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
 - ク 火葬用燃料の確保
 - ② 市は、市において火葬することが困難な場合は、円滑な火葬の実施を図るため、県に支援を要請するものとする。
 - (5) 埋葬

災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが極めて困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合における死体の応急的な埋葬を行う。

 - ① 埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給したとき、市長は埋葬費支出関係証拠書類及び埋葬台帳を整備し、保存しておかなければならない。
 - ② 埋葬の期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。
- 5 災害救助法に基づく措置
- 一般災害対策編第 3 章第 15 節「災害救助法の適用計画」中の 2「救助の種類、期間等」による。

第 32 節 海上災害対策計画（熊本海上保安部）

大規模地震・津波災害発生により船舶、海洋施設及び陸上施設から海上への大量の油流出、大規模な会場火災等が発生するおそれがある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域における人命、財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

このため、熊本海上保安部は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況、排出油等の拡散状況の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに的確な対応をすることとする。

1 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。

- (1) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、沿岸域情報提供システム（M I C S）、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ

て関係事業者に周知するものとする。

- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を行ったときは、速やかに航行警報、安全通報及び沿岸域情報提供システム（MICS）による周知を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知するものとする。
- (3) 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を知ったときは、安全通報、沿岸域情報提供システム（MICS）並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知するものとする。

2 情報の収集

関係機関との密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集するものとする。

- (1) 海上及び沿岸部における被害状況
 - ① 被災地周辺海域における船舶交通の状況
 - ② 被災地周辺海域における漂流物の状況
 - ③ 船舶、海洋施設及び港湾施設等の被害状況
 - ④ 石油基地等の被害状況
 - ⑤ 水路・航路標識の異状の有無
 - ⑥ 港湾等における遭難者の状況
- (2) 陸上における被害状況
- (3) 震源域付近海域における海底地形変動等の状況
- (4) 関係機関等の対応状況
- (5) その他災害応急対策の実施上必要な事項

3 海難救助活動

- (1) 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに船艇、航空機により捜索・救助活動を行うものとする。
- (2) 船舶火災又は海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火その他の防災措置を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難指示を行うものとする。

4 緊急輸送

- (1) 熊本海上保安部は、防災関係機関から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、可能な限り実施するものとする。
- (2) 熊本海上保安部は、防災関係機関から飲料水、食料等の救援物資の輸送について要請があった場合は、その輸送の緊急度及び他の災害応急対策の実施状況を考慮し、その要請にあたるものとする。
- (3) ヘリコプターによる負傷者等の輸送に当たって、臨時ヘリポートの使用等、関係機関と緊密な連携を図るものとする。

5 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認められるときは、海上災害救助物品を被災者に対して無償貸与又は譲与するものとする。

6 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、可能な限り医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等を提供するものとする。
- (2) その他の支援活動については、その都度第十管区海上保安本部と協議のうえ決定することとする。

7 排出油の防除

船舶又は備蓄タンク等から海上に大量の油等が排出したときは、熊本県排出油防除等協議会の情報共有を図るとともに、その他の防災関係機関等と協力して次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) オイルフェンス展張作業
- (2) 油処理剤散布作業
- (3) 油等回収作業
- (4) 回収油等の処理作業

- (5) 漂着油等の清掃作業
- 8 海上交通安全の確保
海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を行うものとする。
- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努めるものとする。
 - (2) 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
 - (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を行うとともに、港湾及び漁港の管理者、他の防災関係機関等とともに、これらの防除その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるものとする。
 - (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報の提供を行うものとする。
 - (5) 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
 - (6) 航路標識が損壊し又は流出したときは、直ちに担当航路標識事務所へ通報し、必要に応じて応急標識の設置に努めさせるものとする。
- 9 危険物の保安措置
危険物の保安については、次に掲げる措置を行うものとする。
- (1) 危険物積載船については、必要に応じて移動を命じ、又は航泊の制限若しくは禁止を行うものとする。
 - (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行うものとする。
 - (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な措置を講じさせるものとする。
- 10 警戒区域の設定
人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、基本法第 63 条第 1 項及び第 2 項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船艇及び航空機等により船舶等に対して、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。
- 11 治安の維持
海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を行うものとする。
- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取り締まりを行うものとする。
 - (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行うものとする。

第 33 節 金融応急対策計画（九州財務局・日本銀行熊本支店）

大規模地震・津波災害発生時における通貨の円滑な供給の確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営を目的とするものである。

- 1 通貨の円滑な供給の確保
被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な要請を行うものとする。
なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換については、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を行うものとする。
- 2 輸送、通信手段の確保
被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送及び通信手段の活用を図るものとする。

る。

3 金融機関の業務運営の確保

関係機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るよう要請を行うものとする。

また、必要に応じ金融機関相互間の申し合わせ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請するものとする。

日本銀行は、災害の状況に応じ必要の範囲で、適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行うものとする。

4 金融上の措置の実施に係る要請

被災地域の状況に応じ、被災者の便宜を図るため、以下のとおり金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関、証券会社等、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、火災共済協同組合及び電子債権記録機関に要請する。

(1) 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

① 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

② 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

③ 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。

④ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

⑤ 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。

⑥ 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

⑦ 国債を紛失した場合の相談に応ずること。

⑧ 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡素化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

⑨ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。

⑩ 罹災証明書を求めている手続きでも、市における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や、罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。

⑪ 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

⑫ ①～⑪にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。

⑬ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

(2) 証券会社等への要請

① 届出の印鑑を喪失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって本人であることを確認して払戻しに応ずること。

② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。

③ 災害被災者から、預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合に、可能な限り払戻しに応ずること。

- ④ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。
- ⑤ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。
- ⑥ その他、顧客への対応について十分配慮すること。
- (3) 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請
 - ① 保険証券、届出印鑑等を紛失した保険契約者等については、申し出の保険契約内容が確認できれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講ずること。
 - ② 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
 - ③ 生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
 - ④ ①～③にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り保険契約者等に対し広く周知するよう努めること。
 - ⑤ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。
- (4) 電子債権記録機関への要請
 - ① 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置について配慮すること。
 - ② 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
 - ③ 上記にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。
 - ④ 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

5 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、貨幣の引換措置等については、関係機関と協議のうえ、金融機関と協力して、速やか見その周知徹底を図り、住民生活の安定及び災害の復旧に資するものとする。

第 34 節 文教対策計画（教育委員会、総務部）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1 実施機関

(1) 市

- ア 市立学校施設の災害応急復旧は、市長が行う。
- イ 市立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は市教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、又は当該市が災害応急教育対策を実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会は、関係機関の協力を求めるものとする。
- (2) 私立学校施設等の災害応急復旧及び幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急教育対策は、学校設置者（又は学校長）が行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 応急教育実施の予定場所

市教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、実施機関は、災害時における応急教育に支障のないよう、次の事項について措置するものとする。

ア 学校施設が被災した場合は、まず応急復旧をすみやかに行うものとする。

イ 応急復旧が不可能な場合は、被害をまぬがれた隣接地域の学校施設、コミュニティセンター、その他民有施設等の借り上げを行うものとする。

ウ 災害の状況によっては、近接市町の小・中学校施設への委託等により、教育の実施を図るものとする。

(2) 応急教育の方法

前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。

ア 教育実施者等の確保

市教育委員会は学校、教育事務所及び県教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法

(ア) 教材、学用品等の被害を受けた場合は、市教育委員会及び私立学校長は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。(災害救助法適用の場合は、市教育委員会は市長を経由して報告)

3 学校給食等の措置

公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、設置者である市長等から県教育委員会に速報する。県教育委員会は当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示するものとする。

(1) 物資等対策

ア 被災市は、すみやかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会はこの報告に基づき、市及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法並びに供給方法等について指示するものとする。

4 災害救助法に基づく学用品の支給

第3章第13節 災害救助法等の適用計画中の2. 救助の種類及び実施方法による。

5 その他の支援措置

市は、災害により、進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対して、国、県及び関係機関等と連携して、必要に応じ、奨学金や授業料減免等の就学支援を行う。また、これらの支援措置について、市や学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。

第35節 南海トラフ地震に係る時間差発生等における円滑な避難の確保等（総務部）

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震では約2年間の間隔を置いて発生している。このため、国・県・市町村は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害対応策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達

- ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「第6節 地震・津波情報伝達計画」に準ずる。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等
- ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「第7節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。
- ②災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「第1節 組織計画」に準ずる。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知
- ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法、また、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、「第8節 広報計画」に準ずる。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等
- ①市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制及び災害対策本部等からの指示事項等の伝達については、「第7節 災害情報収集・伝達計画」に準ずる。
- ②避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第9節 避難収容対策計画」に準ずる。
- (4) 災害応急対策をとるべき期間
- 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (5) 避難対策等
- ①地域住民等の避難行動等
- ア 最初の地震の発生後、後発地震の発生に係る措置として、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに間に合わないおそれがある場合においては、後発地震の発生に備え1週間避難を継続するものとする。
- また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- イ 地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所等へ避難するものとする。
- ウ 市は、地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、災害情報が発せられた場合の備えに万全を期すよう努める旨を周知する。
- エ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。
- ②避難所の運営
- 市における、避難後の救護等の内容については、「第9節 避難収容対策計画」に準ずる。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策

に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制については、「第6節 地震・津波情報伝達計画」に準ずる。

②災害に関する会議の設置運営方法とその他の事項については、「第2節 職員配置計画」に準ずる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法、また、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、「第8節 広報計画」に準ずる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケース場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の機関が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 市のとるべき措置

①市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）東亜発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

②市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向（各部局、教育委員会、関係機関）

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築したうえで、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画（建設部・経済部）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受けて実施する。

1 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として県の管理に属する施設については県が、市の管理に属するものは市において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

2 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

3 対象施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園並びに管理する施設である。

4 財政措置

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政措置としては、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債の充当

第3節 農林水産施設災害復旧計画（経済部）

農地、農業用施設、林業施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受けて実施する。

1 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の機関によって施行するものであるが、災害が大規模で、しかも高度な技術を要するもの等については、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

2 復旧方針

災害復旧の方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- (2) 前記(1)の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- (3) 農地等の復旧事業は原則として3箇年以内に完了させることとしており、復旧進捗は初年度に30%、2年度までに80%が目安とされている。
- (4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められていることから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3 対象施設

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは、次のような施設である。

- (1) 農地
耕作の目的に供される土地
- (2) 農業用施設
農地の利用又は保全上必要な公共的施設
- (3) 林業用施設
林地の利用又は保全上必要な公共的施設
- (4) 漁業用施設
漁場の利用又は保全上必要な公共的施設
- (5) 共同利用施設
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する施設

4 財政措置

農地等の災害復旧事業を実施するための財政措置としては、次のとおりである。

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定処置に関する法律による国庫補助金
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 海上災害復旧・復興支援対策計画（熊本海上保安部）

1 市対策計画

大規模地震・津波災害発生による油等危険物の流出に伴う災害復旧については、第4章各節によるほか、次のとおりとする。

(1) 水産業施設復旧（漁港、漁場を含む）

関係団体と連携し、流出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を行うものとする。

(2) 漁業経営安定対策の実施

被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を行うものとする。

(3) 中小企業経営安定対策の実施

油流出事故により経営の悪化した中小企業者に対して、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を行うものとする。

(4) 風評被害対策の実施

油流出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関係団体等と連携し、誘客・消費拡大等の対策を行うものとする。

(5) 補償請求

タンカーからの油流出に伴う流出油の防除・清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償補償法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I保険及び国際油濁補償基金に対して、補償請求するものとする。

(6) 長期的な環境影響調査

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあるから、大気、水質、動植物等への調査を綿密に実施し、その効果を検証し、必要に応じて補完的な対策を行うものとする。

2 熊本海上保安部対策計画

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、関係機関等と連携を図りつつ、次の対策を行うものとする。

(1) 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染防止又は拡大防止のための適切な措置を行うものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を行うものとする。

① 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。

② 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域、工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行うものとする。

(3) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の海面埋立、海洋投入処分等に当たっては、海洋環境保全の観点からの指導、助言を行うとともに関係機関等と協議するものとする。

第5節 その他の災害復旧計画（建設部・教育委員会）

1 住宅災害復旧計画

(1) 災害公営住宅の整備

地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

① 適用災害の規模

ア 地震、高潮その他の異常な天然現象による場合

- (ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

② 建設及び管理者

災害公営住宅は市が建設し、管理するものとする。

ただし、知事が必要と認めたときは県において建設し、管理するものとする。

③ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

区 分	基 準 内 容
入居者の条件	ア 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 イ 当該災害発生後3年間は月収21.4万円以下の世帯であること。 ウ 現に居住し又は同居しようとする親族を有する世帯であること。 エ 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設限度戸数	ア 一般災害は滅失戸数の3割 イ 激甚災害は滅失戸数の5割
補 助 率	ア 一般災害の場合は当該年度の標準工事費の2/3 イ 激甚災害の場合は当該年度の標準工事費の3/4
規 模	住宅1戸の床面積の合計が19平方メートル以上80平方メートル以下のものとする。
家 賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害(火災にあつては、地震による火災に限る)により公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、公営住宅法第8条第3項の規定により、公営住宅の建設、補修又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用の1/2が国より補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般被災住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度を活用して復興に努めるものとする。

2 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づくほか、単独事業としてそれぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあっては知事、市立学校にあっては市長が行う。

(2) 復旧方針

公立学校の復旧方針は、第 4 章第 2 節「公共土木施設災害復旧計画」の 2「復旧方針」に準ずる。

(3) 対象施設

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政措置

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政措置は、次のとおりである。

① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給

④ 地方財政法第 5 条第 1 項第 4 号の規定による地方債

3 文化財災害復旧計画

文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国及び県補助事業及び市単独事業として、国、県、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。

第 6 節 被災中小企業振興計画

市は、中小企業者が災害による被害を受けた場合、各種の必要な金融措置を行い、これら被災中小企業者の経営の安定を図るものとする。

災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できるよう、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど体制の整備に努めるものとする。

1 災害復興資金融資

市は、被災中小企業者に対する長期かつ低利の融資制度を活用し、経営の安定と早期復興を図る。

2 償還の延期等

市は、各金融機関に対し、被災中小企業者に係る既往貸付金について償還期間の延長等の要請を行う。

3 信用補完制度の充実

市は、金融ベースにのりにくい被災中小企業者の金融を円滑にするため、熊本県信用保証協会に対して損失補償をするなどの措置を行う。

第 7 節 被災者自立支援対策計画（総務部・健康福祉部・市民生活部・社会福祉協議会）

大規模地震・津波発生時には、多くの人々が被災し、住宅や財産の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

そこで、こうした災害時の住民生活の安定を図るため、被災者の自立支援のための措置を行うものとする。

1 被災者に対する生活支援等

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、その見守りや生活支援、相談対応等のきめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 被災者に対する生活相談

市は、被災者の生活相談に対応するため、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を強化するとともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安全を図るものとする。

また、消費生活に対する相談についても、各種震災支援策等の情報を収集・整理し、職員と消費生活相談員が共有して、被災者からの相談に対応するとともに、休日・夜間開設の相談態勢を速やかに確立する。

市は、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み優先的に相談を実施するよう努める。

3 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、県及び市は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

[他の建物調査の違い]

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市（県等が支援）	市、県	市
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し、二次災害を軽減・防止	住宅の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

4 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

通常的生活保護の取り扱いは個人の申請によるが、災害時に要援護者が急迫した状況にあるときは職権で保護を開始し、要保護性の調査については開始後に行うものとする。

5 義えん金品募集配分計画

災害時の被災者に対する義えん金品の募集配分については、市長が行う。

(1) 募集要領

一般住民からの応募については、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて、周知を図るものとする。

(2) 義えん金品の保管及び分配

個人又は会社、団体等から市長、あるいは知事を経由して送付された被災者に対する義えん金物資は、本庁又は支所においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、義えん金物資受付整理簿（様式は別途定める。）にそれぞれ整備して、速やかに被災者に配分する。

6 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

市は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市担当者向け研修機会の充実や、業務支援経験職員名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町村の支援体制強化を図るものとする。

7 生業及び復旧資金等支給・貸与計画

次に、掲げる資金等の支給・貸与を速やかに行うことができるよう、被災状況を早急に確認するとともに、県と連携の上、ホームページや広報誌などを活用し、被災者に対する制度の周知に努めるものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付
- (4) 生活福祉資金の貸付
- (5) 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (6) 被災者生活再建支援金の支給

第8節 被災農林漁業の経営安定計画（経済部）

被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要に応じ、補助金の創設や、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。

また、被害状況を円滑に把握するため、既存の事業申請マニュアルに、被害額推定方法等災害発生から事業に至るまでの手順を追加する。

なお、被害が甚大な市町村においては、単独で被害調査を行うことが困難であることから、国・県の職員による代行調査をルール化するものとする。

1 天災害資金

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。

2 農業近代化資金及び漁業近代化資金

被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。

3 日本政策金融公庫資金

被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の

再建等に必要な運転資金を融資する。

4 償還条件の緩和

既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。

5 災害対策のための金融支援

被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。

6 その他

1 から 5 の支援は、国、県、市、融資機関及び関係機関が連携して実施する。

第 9 節 雇用機会確保計画（天草公共職業安定所）

1 計画の方針

大規模地震・津波発生により、被災者が速やかに再起できるよう就職斡旋及び職業訓練対策を定め、被災者の生活の安定確保を図るものとする。

2 実施計画

- (1) 地震・津波災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、市の被災状況を勘案のうえ、熊本労働局と緊密な連絡をとり、離職者の発生状況、求人・休職の動向等を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職への斡旋及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図るものとする。
- (2) 離職者の早期再就職を促進するため、次の措置をとるものとする。
 - ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - ② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
 - ③ 職業訓練受講、職業転換給付金制度活用等の指導強化
 - ④ 被災離職者の職業訓練（委託訓練を含む）の実施

第 10 節 復興計画（各部局、関係機関）

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら、計画的に復興を進めるものとする。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

市は、特定大規模災害等を受け、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を市に代わって行うよう、県に要請することができる。

また、市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。